

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 5 月 29 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18 名）

1 番	石 崎 誠 子 君	2 番	馬 渕 紀 明 君
3 番	佐々木 遼 平 君	4 番	山 田 門左エ門 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	永 田 千 佳 君
7 番	鬼 頭 勝 治 君	8 番	中 村 文 武 君
9 番	河 合 克 平 君	10 番	佐 藤 信 男 君
11 番	中 野 利 哉 君	12 番	佐々木 亮 君
13 番	加 藤 正 彦 君	14 番	鈴 木 啓 人 君
15 番	近 藤 武 君	16 番	山 岡 幹 雄 君
17 番	高 松 幸 雄 君	18 番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	人 見 英 樹 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	井戸田 悦 孝 君
保険福祉部長	田 口 貴 敏 君	健康子ども部長	猪 飼 政 和 君
産業建設部長	藤 澤 寿 章 君	学校教育課長	坪 井 靖 史 君
生涯学習 スポーツ課長	日 比 猛 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	丸 山 小百合
書 記	瀧 田 崇 司	書 記	秋 田 郁 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（佐藤信男君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・一般質問

○議長（佐藤信男君）

日程第 1 ・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 1 番の 4 番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田門左エ門議員。

○ 4 番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に従いまして質問を始めさせていただきます。

本日は大項目 4 点について質問を行います。

最初の 1 点目は、愛西市の一般会計予算における基金が現金と報告されていたが、実際には有価証券を購入していたので、この有価証券購入についての経緯と職務権限基準について質問いたします。

大項目 2 点目は、愛西市が議会でこれまで承認してきた歳入歳出決算書の中で、基金を現金で保有していると報告され決議されてきましたが、実際には基金は現金ではなく有価証券を購入していたという内容でした。したがって、過去の歳入歳出決算書が間違っていたので、修正し再決議する必要があると思うので質問いたします。

3 点目は、愛西市の基金が多額の含み損によって教育施設への投資が不可能となっています。これまで教育委員会が検討してきた愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての提言書のとおり進まなくなっているのので、この取扱いについて質問いたします。

4 点目は、愛西市公共施設等個別施設計画を策定していますが、対象となる建物は単に利用頻度が少ないという理由だけで削減する計画となっていますが、施設の目的として防災機能として設置している建物もあり、慎重な検討が必要です。住民の命を守る防災施設として機能する建物は、必要があるからこそ設置しているのであり、防災の面から質問いたします。

それでは、大項目 1 点目の125億円の有価証券購入の経緯と職務権限についてお尋ねいたします。

愛西市が保有する一般会計の基金として積み立てていた現金約160億円のうち、125億円もの現金を有価証券の購入に充てており、こうした行為がおよそ10年前から行われておりました。

一方で、近年の緩やかなインフレ上昇に伴い、日銀の政策金利が利上げされ、所有している

有価証券の含み損が40億円を超えています。こうした有価証券購入の行為が、市長の決裁を得ないまま実施され、さらに議会にも報告がなく実施されていました。

一方、会計と財政についての監査報告もこの有価証券について報告されていません。こうした市の財政を揺るがすことになった有価証券購入の経緯を明らかにすべきだと思います。私たち住民が働いて、働いて、働いて納めた貴重な税金が、きちんと報告もせず、なぜ購入に至ったのか、住民が納得できる説明を求めたいと思います。有価証券の購入の必要性、規模、償還期間などの方針をどのように考えていたのか、またマイナス金利の中で超長期債券を購入する危険性をどのように認識していたのか、回答をお願いします。

大項目2点目ですけれども、愛西市が議会で承認した過去の歳入歳出決算書の再決議の必要性について質問してまいります。

愛西市は、これまで議会のたびに会計報告が行われ、年度毎の決算として歳入歳出決算書を市長名で議会に提出され、議論の上、議決を経て承認されてきました。議会で議決したということは、民主主義における二代表制として議会が機能しているというあかしであり、行政のチェック機能を果たしています。こうした民主主義の根幹である議会の決議を軽視して粉飾決算していた過去の決算書を修正もせず放置するなら、もはや議会の存在意義はないに等しいと思います。議会に提出して承認を得る歳入歳出決算書の重要性をどのように認識しているのか、さらには、この歳入歳出決算書の正確性をどのように担保しているのか、お答えください。

次に、大項目3点目ですが、愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての提言書の取扱いをお尋ねいたします。

既に愛西市立小中学校適正規模適正配置については、平成29年、今から約9年前に立田の学校統廃合として小中一貫校の計画が発表されたものの、住民からの支持を得ず、改めて愛西市全体の学校統廃合計画をつくり直すこととなりました。そして、4年前の令和4年3月25日付で提言書が出されています。

しかし、この計画を進める上で公共事業整備基金が現金ではなく有価証券となっていたため、基金を利用することができなくなっています。したがって、この新たな提言書すら事実上実行が困難となっていること、さらには出生率が激減し、小学校では複式学級のおそれすら出てきているために、新たな現実的な計画を作成しなければならず、住民にも明らかにする必要があると思います。

これまでの提言書は棚上げということになるのか、また少子化が著しく進んでいることから、八開地区と立田地区のそれぞれの小・中学校の統合について、市の方針を教えてください。

最後に、大項目4点目ですが、愛西市公共施設等個別施設計画についてお尋ねいたします。

愛西市はおよそ20年前に4町村が合併して誕生しましたが、重複している公共施設も多くあり、利用目的や地域バランス、地域特性、市民ニーズなどを把握し、統合、廃止、用途変更などの検討を進めています。また、人口減少や少子高齢化も進み、人口構造の変化なども起きています。愛西市では、公共施設等個別施設計画を策定しています。しかし、この計画書の中には、愛西市が置かれている地域の特性や災害発生時に住民を守る防災対策について全く記述が

なく、議論すら行った形跡がありません。

そこで質問です。

この施設個別計画では、防災機能について検討していないがなぜか、建築年数が浅い施設や強固な施設まで廃止する理由は何か、防災コミュニティセンターは新しい建物もあり、最も強固な建物である八開庁舎まで廃止する理由は何か、お答えください。

以上を総括質問といたします。回答をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

私からは１点目、有価証券購入の必要性、規模、償還期間などの方針についてお答えします。

本市では、これまでも自主財源の確保に向け様々な検討をしており、その一つとして基金運用を実施しています。

基金の運用については、地方自治法で確実な運用が求められており、これまでも普通預金、定期預金及び満期まで保有すれば元本が保証される債券での運用を行ってまいりました。

債券購入の必要性については、平成28年１月以降、日本銀行がマイナス金利政策を導入した結果、普通預金や定期預金では運用益が見込めなくなったこともあり、より利率が高い長期債券の購入をすることにより、自主財源確保に努めてきたものです。その結果、平成22年度以降の債券利息は、令和６年度末時点で総額約13億5,000万円となり、平成28年度から令和５年度までは年平均約１億3,000万円、令和６年度においても約9,000万円の債券利息がありました。

次に、規模の方針では、日本銀行のマイナス金利政策を受け、普通預金や定期預金での運用益が見込めない状況であったため、債券での運用割合を増やしました。

次に、償還期間の方針では、以前は日本銀行のマイナス金利政策導入の影響により、利率が高い長期債券も含めた運用を考えていました。

次に、マイナス金利の中で超長期の債券を購入する危険性についてです。

債券価格が変動するものであることは認識していました。当時は、マイナス金利政策により普通預金や定期預金では運用益が見込めない状況であったため、自主財源を確保する観点から、より利率の高い超長期債券の購入を進めました。また、公金管理運用要綱では、安全性の確保を最重要視しており、満期まで保有すれば元本が保証される債券での運用を安全性の高いものと考えています。

続きまして、大項目２点目の決算書の重要性の認識についてです。

歳入歳出決算書は、当該年度の市の財政運営の結果を明らかにし、議会の認定をいただくための重要な書類です。過去の決算審査においても、監査委員により各書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数が正確であるか、財政運営が健全であるか、財産管理が適正であるかを重点に審査していただいています。決算書は単に会計上の数字を整理するだけのものではなく、市の財産の実態を議会及び市民の皆様にも正確に説明し、今後の財政運営を判断するための基礎資料であることから、その正確性、透明性、分かりやすさは重要であると認識しています。

次に、歳入歳出決算書の正確性については、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類等について関係諸帳簿、証拠書類、

財産台帳、基金関係資料等により確認しています。

また、監査委員による決算審査では、各書類が関係法令に準拠しているか、決算数値の正確性、財産管理が適正であるかを重点に、関係諸帳簿と証拠書類等との照合、関係職員からの説明聴取、例月出納検査や定期監査の結果を踏まえた審査が行われています。その上で、監査委員の意見を付して議会の認定に付すという手続を経ており、内部確認、監査委員による審査、議会審査という複数の段階で正確性を担保しています。

私からは、一旦以上です。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

私からは大項目3点目、愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての提言書の取扱いについて、順次御答弁させていただきます。

まず1点目、これまでの提言書は棚上げということになるのかという御質問でしたが、平成27年2月に策定しました愛西市立小中学校適正規模等基本方針は、その後の出生数の推移や学校施設の老朽化などの変化、平成30年には愛西市立小中学校規模適正化政策に反対する要望書が提出されるなど地域との合意形成が困難であったことを踏まえ、令和4年3月25日に愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会から御提言をいただき、同年6月に愛西市立小中学校適正規模等基本方針改訂版を策定しました。基本方針改訂版に基づき、令和6年3月に計画期間を令和6年度から令和13年度までとする第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画を策定し、議会からも地域の方々に対する丁寧な説明、御意見等を聴取することを求められていることを踏まえ、各施策を取り組んでいるところです。

清林館中学校及び津島高校附属中学校の開校や、愛知県内の他自治体においては、近年の物価上昇及び人手不足に伴い、総事業費が当初計画より高騰し校舎建築を先送りした事例もあるなど、計画策定時からの状況変化を踏まえ令和8年5月8日に開催した教育委員会において、基本方針改訂版の検証並びに第1期基本計画の見直しを決定しました。

なお、教育委員会としては現在、平和中学校体育館の改築を最優先に取り組んでいるところです。

続きまして、2点目の御質問、少子化が著しく進んでいることから、八開地区と立田地区のそれぞれの小・中学校の統合について、市の方針を知りたいという御質問でした。

全国的に少子化が問題視されてきた中、本市においては平成26年から児童・生徒数の減少に伴う小・中学校の小規模化の進行を踏まえ、学校適正化に取り組んでまいりました。

第1期基本計画では、立田地区の中学校については、立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するA中学校（仮称）として、小学校については、現在の立田中学校の場所に立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置するC小学校（仮称）として取り組むこととしています。

八開地区の中学校については、現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するB中学校（仮称）として取り組むこととしています。

小学校については、平成30年の愛西市立小中学校規模適正化政策に反対する要望書が提出された八開地区検討協議会で協議に至らなかった、意向調査に質問を設けていないなどの経緯を踏まえ、第1期基本計画の時点から具体的な施策として盛り込んでおりません。教育委員会において、基本方針改訂版の検証並びに第1期基本計画の見直しを進めていく中で協議してまいります。以上です。

○総務部長（人見英樹君）

続きまして、大項目4点目、公共施設等個別施設計画についてお答えします。

本市では、長期的な視点による公共施設等の基本的な方針として、平成29年1月に愛西市公共施設等総合管理計画を、また個別施設ごとに方向性、対策内容を定める計画として、令和2年4月に愛西市公共施設等個別施設計画をそれぞれ策定しました。

本市は、合併前の2町2村が整備してきた公共施設において、その機能や利用目的が重複しているところが多く存在していることから、総合管理計画の方針を基に他の非合併である同規模自治体を参考にしながら本市に見合う適正規模とするため、個別施設計画を策定しています。防災機能を有する施設については、総合管理計画及び個別施設計画による施設の在り方、方向性を踏まえ検討しているところです。以上です。

失礼しました。もう一点ありました。

次に、建築年数が短い施設や強固な施設まで廃止する理由についてお答えいたします。

建築年数の長短や強固な施設であるかだけでなく、躯体の状態、構造による耐用年数、社会的ニーズの変化による必要性、実際の利用者数、利用率等の利用状況、他の施設との用途や機能の重複性から、市が廃止の方向性を判断したものです。

なお、廃止の方向性の施設は、今後現用途を廃止するものであり、除却するだけでなく、耐用年数が長い施設は譲渡等により建物を残す選択も今後考えられます。以上です。

○4番（山田門左エ門君）

それでは、質問を続けさせていただきます。

まず最初に、愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての質問を行います。

御答弁では、5月8日の教育委員会において基本方針改訂版を検証ということと、第1期基本計画の見直しを決定したということは新しい計画をつくるという意味なのか、お答え願います。

○学校教育課長（坪井靖史君）

現在の計画を見直すということで進めていきたいと考えております。

○4番（山田門左エ門君）

ありがとうございます。

見直すということが確認できました。

それでは、新たな計画の概要として第1期基本計画の見直しということだと思いますが、いつ頃これを発表するのか、その内容について教えてください。

○学校教育課長（坪井靖史君）

令和8年度内に開催いたします教育委員会において、基本方針改訂版の検証並びに第1期基本計画の見直しについて計画的に取り組んで見直す内容を年度末までに決定し、公表したいと考えております。以上です。

#### ○4番（山田門左エ門君）

この計画は新しい計画ですけれども、住民への説明についてはどのように行っていくのか、結構これまでも時間をかけて住民への説明がされておりましたけれども、同じようにされるのか、どういうふうに行っていくのか教えてください。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

令和8年3月3日に開催いたしました教育委員会において、令和7年度まで毎月、広報と同時に回覧していました愛西市教育委員会からのお知らせを、令和8年度からは事業の進捗に合わせて不定期に行うことと決定いたしました。基本方針改訂版の検証並びに第1期基本計画に係る協議結果を踏まえて、皆様に周知してまいります。以上です。

#### ○4番（山田門左エ門君）

ありがとうございました。

今度は3回目の計画ということになりますと思いますけれども、現実的にもうお金もないので急いでやらなきゃいけない、あるいは少子化がどんどん進んでいるということもあって急がれるということを理解いたしました。

次に、ちょっと順番が変わりますけれども、愛西市の公共施設等個別施設計画について御質問いたします。

答弁では、防災機能についてほとんど検討されていないということが分かりました。

愛西市は、過去に大きな災害を経験いたしております。伊勢湾台風では海拔ゼロメートル地帯ということで、愛西市の半分ぐらいが水没しています。あるいは、東海豪雨、目比川の氾濫という水害もありました。また、近年では南海トラフ巨大地震について、国の地震調査委員会は、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスが起こる確率60から90%程度以上というふうに評価しています。津波や液状化などの被害が想定されているにもかかわらず、防災コミュニティセンターを全部廃止すると決めたことには驚いております。

さらに、防災コミュニティセンターの代わりの施設の移転についてもこれから検討するということで、廃止することが先に決めてしまったという方針も分かりました。どこの自治体も南海トラフ地震の対策を進めており、学校施設をはじめとする市が所有する施設を避難場所として指定し、防災センターを整備しています。

愛西市では、防災コミュニティセンター9か所全てなくしてしまった場合、避難場所をどこにするのか、住民に説明し、合意しているのかお答えください。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

コミュニティセンターにつきましては、行政運営の持続可能性を総合的に勘案し、廃止の方針が決定されました。本施設につきましては、これまでも地域活動や防災の拠点として活用されてきた経緯がありますので、廃止の方向性を示しておりますが、それは直ちに施設を取り壊

すことを意味するものではありません。建物の現用途を変更した上で、地域移管や民間への譲渡など、地域の皆様が引き続き利用できる選択肢も含まれております。

防災コミュニティセンターの重要性は認識しており、廃止後の施設利用や避難場所としての機能確保につきましては、地域の防災力維持を課題として捉え、庁内組織において引き続き協議を進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○４番（山田門左エ門君）

今の御答弁でも、先に廃止を決めて、まだ代替についてはほとんど検討されていないということが分かりました。

愛西市は、災害に対する意識が非常に低いというふうに思います。学校施設についても、この自治体も防災センターとして機能することから整備しています。文科省も避難場所として学校施設を整備するよう指導しています。

能登半島地震では、直接死が200人に対し、間接死が300人を超えています。いかに事前に防災拠点を整備しておくかによって住民の命が守られることになります。愛西市の防災対策が逃げる意識を持つこと、これしかありません。全く驚いております。防災コミュニティセンター9か所の代替場所も考えずに廃止するというのを極めて重要だと思っておりますので、再度考え直していただくということを要望いたします。住民の命を軽視するような政策を取らないようお願いをいたします。

続きまして、有価証券の購入必要性、規模、償還期限についての質問を行ってまいります。

先ほどの答弁では、令和6年度時点で13億5,000万円の利益があり、令和6年度では年間9,000万円の利益があったというふうに答弁されましたけれども、金利に目を奪われて購入してしまったのではないかというふうに思います。

また、利益が9,000万円あるから問題ないという人もいますけれども、行政は税金というものの本質をやっぱり考えるべきです。国税庁のホームページには、小学生向けに税金とはというのが書かれております。愛西市は投資会社ではなく、金融機関でもありません。税金は常に住民に還元する行政機関です。市の発展に使うための行政に課せられた義務です。125億円の投資に対し、僅か9,000万円の収入では学校の建て替えなどできません。これでは意味がないことがお分かりだと思います。

次に、有価証券の危険性の認識について答弁いただきましたが、運用例では、安全性の確保を最重要視していると答えていますが、一方で、利率の高い超長期債券の購入と答えていますが、これは相反することに気がついていないということです。利率が高い超長期債券の購入は危険だということです。安全性を確保するなら当然利率は低くなります。超長期債券はあまりに危険なために一般国民にも販売されていません。そういう危険な債券であることを愛西市は知らなかったということが分かりました。

また、愛西市は最も政策金利が低い時期、いわゆるマイナス金利の時代に償還期限が30年、40年満期の債券を買っています。これまでに40年間マイナス金利が続いたという歴史はありません。最初からこれは絶対買ってはならない債券ということも御存じなかったようです。一般



企業には、こういうものは全く買っている企業はありません。超長期債券を買うのは日銀、これは財務省が発行して日銀が買ってお金をばらまくという制度です。こうして景気対策を行うためにやっています。そしてもう一つは、これが半分ぐらい日銀が買っています。残りの半分は一般銀行、損保、生保というところです。いわゆる利ざやを稼ぐ業態の金融機関がこういうものを購入しています。この危険性というのは、例えば30年満期の債券で年率1%差が出たら、30年物であれば30%価値が下がります。どうしてこの危険性を調べていなかったのか、お答え願います。

#### ○総務部長（人見英樹君）

本市の基金運用は、地方自治法第241条に基づき、確実かつ効率的に運用しており、公金管理運用要綱では安全性の確保を最重要視しています。

債券運用のリスクとしては、債券の満期前の売却により元本を下回る可能性があることですが、保有している債券は全て国債などであり、満期まで保有すれば元本が保証される安全性の高い金融商品という点で危険性はありません。以上です。

#### ○4番（山田門左エ門君）

先ほど私がいかに危険かということをお話ししたんですが、理解されなかったようです。

次に、愛西市の市長決裁1,000万以上ということになっていますが、職務権限では契約などあらゆる業務が対象になっています。

先日、過去の債券購入についての決算書を見ましたが、驚くことに市長決裁がされていませんでした。職務権限を守らないまま購入した理由をお聞かせください。

#### ○総務部長（人見英樹君）

愛西市決裁規程別表第1の3、財務関係の支出負担行為欄、23節投資及び出資金では、議会で議決をいただいた予算に対し支出負担行為及び支出命令を行う場合、1,000万円を超えるものは市長専決としています。基金による債券購入は、予算に基づいた支出の原因となる契約その他の行為に該当しないため、決裁規程別表第1の3、財務関係の支出負担行為欄による決算区分を適用しておりません。

なお、愛西市決裁規程では、基金の運用に関して決裁区分が定められていないため、副市長の専決事項である重要な事項に関することとして決裁を受けています。以上です。

#### ○4番（山田門左エ門君）

御答弁のとおりなら、債券購入は支出負担行為に該当せず、決裁区分が定められていないということなら、副市長の決裁権限で125億円ものお金が支出され、市長には何の報告もないという矛盾だらけの職務権限になります。

愛西市の職務権限について私も資料を見ましたが、あらゆるものが1,000万円以上を超えたら市長決裁ということになっております。副市長が決裁権限を独断で判断し、決定するものではありません。答弁のとおりなら、市長と副市長の決裁権限が逆転してしまっております。職務権限では市長決裁1,000万以上であることは明らかなです。基金による債券購入が125億円にもなり、超長期の危険性も知らずに購入すれば、巨額の含み損が出ることは当たり前です。

昨年の議会で市長は、債券の購入は知っていたが、金額は知らないとお答えになっておりました。会計室は市長の直属の部下であり、市長はいつでも仕事の話が聞ける立場です。どこまで知っていたのか御答弁願います。

**○総務部長（人見英樹君）**

本市では、令和6年度まで基金の管理運用について、特定の利害関係や政治倫理上の観点から市長に関与させない方針としていましたので、市長へ詳細な報告をしていませんでした。

市長が全ての事務執行や会計処理を直接把握し、決裁することは、迅速かつ効率的な行政運営の観点から現実的ではなく、組織として各部局長に権限を委ね、適切な決裁に基づき業務を行っています。

市長への報告については、重要性や緊急性、政策的判断を要する事項を基準としており、基金の運用に限らず、他の業務報告、個別の事務処理などでは、法令等に基づき担当部局において適切に対応をしています。

現在は、債券の購入、売却等は引き続き副市長の専決としつつも、重要度の高い事項については速やかに市長に報告する仕組みとし、公金管理委員会の協議事項についても情報共有を徹底しています。以上です。

**○4番（山田門左エ門君）**

今の答弁では、市長が知らないまま超長期債券が購入され、含み損がどんどん膨らんでいく状況を見ると、愛西市における組織のガバナンスが働いていないというふうに思います。市の政策にお金が必要です。

そこで、125億円の有価証券を現金化する計画はないのか、お答え願います。

**○総務部長（人見英樹君）**

購入した債券は満期まで保有することを基本とするため、売却が可能と判断した場合には限定的に対応することも含め、引き続き市場金利の動向を注視してまいります。以上です。

**○4番（山田門左エ門君）**

愛西市が所有している債券ですけれども、今後も日銀は利上げを続けます。1年半前に売却すれば損金も少なかったと思います。もっと愛西市は真剣に研究していただきたいというふうに思います。

例えば、28億円の含み損が報道されたときに、過去の利益13億円分、これと同額の損金分を見合う債券を売却していたら、恐らく100億円ぐらいは残っているのではないかというふうに思います。日銀の利上げはこれからも続くことが決まっているんだから、売却すべきだというふうに思います。今でも売却方法について検討し、財政の立て直しを急いでいただきたいというふうに思います。あらゆる検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、先ほどの答弁では基金の運用状況について、書類について、証拠書類や財産台帳の書類、資料で確認しているというお話がありましたけれども、この基金、有価証券になっているにもかかわらず、いつの間にか市の決算書には現金と記載されています。監査委員会からは、財政について健全であるというふうに報告されていますが、ほんの一部の人たちだけで

情報共有されていたことに驚いています。

会計室と副市長、監査委員だけだったのか、基金が有価証券になっていたのかということはなぜ一切報告がなかったのか、お答え願います。

○総務部長（人見英樹君）

通告にございませんが、可能な範囲でお答え申し上げます。

決算書では、基金に関する現金として、その現金を普通預金や定期預金、有価証券で保管しており、基金に属する現金として取り扱い、現金という表記で決算書のほうでも表記をしています。以上です。

○4番（山田門左エ門君）

次に、過去の歳入歳出決算書の再決議の必要性について質問いたします。

これまで、歳入歳出決算書は市長名で年度ごとに議会に提出されており、極めて重要な内容です。そして、正確性も求められております。しかし、愛西市が提出した決算書の答弁には、このような正確性がありませんでした。非常に粉飾決算まがいの歳入歳出決算書になったのか、なぜ監査にもチェックが入らなかったのか、さらには債券について10年も前から記載されていないのはなぜか、お答え願います。

○総務部長（人見英樹君）

歳入歳出決算は、地方自治法第233条の規定に基づき、会計手続を経て作成し、監査委員による審査を受けています。その結果、議会に提出した決算書は、監査委員から法令に準拠し各会計の決算計数及び会計処理について正確かつ適正に表示されているとの意見をいただいています。さらに、各年度の決算は、議会における慎重な決算審査を経て、既に御議決をいただき認定されています。こうしたプロセスを経て確定した決算は、本市の財政運営における公的な証明として完結をしています。

これまでの決算の計数や内容については、監査及び議会における審査を経て正確性が担保されていますので、修正を要するような誤りもございません。以上です。

○4番（山田門左エ門君）

これまでの決算書には、基金の欄には現金と書かれていますが、実は有価証券になっておって、うその決算書なので、全て書き換えて再度議会に提出することが義務ではないかと思えます。再決議が行われないのなら議会軽視と判断されます。

修正して再度決議する考えはありませんか。

○総務部長（人見英樹君）

先ほど答弁申し上げましたように、こちらについては議会で御議決をいただき認定されています。基金の表記に関しては、普通預金や定期預金、有価証券で保管しておりまして、基金に属する現金ということで、そのように取り扱っております。ただ、明確に今後するように令和6年度の決算書からは決算区分の内訳として、定期預金、普通預金、有価証券の欄を設けて改善を進めております。

再提出については、法的根拠及び事実関係の面から決算書を修正し、再提出する考えはあり

ません。以上です。

**○4番（山田門左エ門君）**

もう時間もあまりなくなりましたので、最後の質問をしたいと思います。

愛西市は35年前に建築されたままの老朽化した学校施設もあります。一刻も早く学校の整備と防災コミュニティセンターの維持を強く求めます。

最後になりましたけれども、愛西市の基金運用が有価証券になっており、125億円もの税金が投入されました。それを市長が10年間も知らなかったということも決算書からも明らかになりました。学校統合廃合では、お金がなくなり、3回目の政策変更になりました。市のガバナンスが効いていないということも判明しました。防災コミュニティセンターが9か所も廃止になります。これで本当に愛西市の住民の命が守られるのか、非常に疑問があります。

できましたら、最後に愛西市の学校統廃合政策について、市長の思いがありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、学校の件について私から御答弁をさせていただきます。

学校教育課長からも答弁させていただきましたけれども、この件につきましては、市といたしましては、平成26年度当初ぐらいから少子化、人口減少ということを踏まえて課題解決のために議論をしてまいりました。しかしながら、地域の皆様方や議会の皆様方の理解が進まず、現在に至っているということでございます。

老朽化した施設も多々ありますので、市といたしましては、できるだけ早く議論をまとめて進めていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

**○4番（山田門左エ門君）**

ありがとうございました。

本来は、昨年の市長選挙のときに、日永市長と政策論争したかったというふうに思いますけれども、残念ながらできませんでした。これからも愛西市のために一層努力していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐藤信男君）**

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

**○議長（佐藤信男君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の6番・永田千佳議員の質問を許します。

永田千佳議員。

**○6番（永田千佳君）**

おはようございます。

本日も皆様がよき日を過ごせますことを心よりお祈りいたしまして、私、永田千佳の一般質問を始めさせていただきます。

大項目の1は、香害を周知するために何ができるのかを質問させていただきます。

「香りの害」と書く香害とは、合成洗剤や柔軟剤、化粧品類などに含まれる化学物質である合成香料によって、様々な健康被害が誘発されることを言います。近年では、この香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいます。

香害と同時に語られることの多い化学物質過敏症は、過敏という名が示すように、ごく少量の物質にでも過敏に反応する点ではアレルギー疾患に似ています。最初にある程度の量の物質にさらされると、アレルギー疾患という感作と同じような状態となり、2度目に同じ物質に少量でもさらされると過敏症状を来します。

化学物質過敏症は、このようなアレルギー疾患のような性格だけでなく、低濃度の化学物質に繰り返しさらされると体内に蓄積して慢性的な症状を来すという中毒性疾患に近い性質も兼ね備えています。

化学物質過敏症とは、未解明な部分が多い疾患ですが、このようにアレルギー性と中毒性の両方にまたがる疾患、あるいはアレルギー反応と急性、慢性中毒の症状が複雑に絡み合っている疾患であると考えられます。

類似のものにシックハウス症候群、シックスクール症候群があります。

主な症状は多岐にわたり、結膜炎、鼻炎、咽喉炎などの粘膜刺激症状、皮膚炎、気管支炎、ぜんそく、動悸、不整脈などの循環器症状、胃腸などの消化器症状、異常発汗などの自律神経障害、不眠、不安、鬱状態、記憶困難、集中困難などの精神障害、けいれんなどの中枢神経障害、頭痛、発熱、疲労感などが出現すると言われています。

原因として可能性のあるものも多岐にわたっており、まず家庭で使用されるものとして、合成洗剤、柔軟剤、消臭除菌スプレー、衣類の防虫剤、漂白剤、化粧品、香水、シャンプー、リンス、制汗剤、整髪料、トイレの消臭を含む芳香剤、アロマ、ダニよけグッズ、抗菌グッズ、たばこ、建材、接着剤、塗料、シロアリ駆除剤など、屋外では排気ガス、殺虫剤、除草剤、虫よけ線香、大気汚染物質、農薬散布、野焼きなど、食べ物では食品添加物、残留農薬、保存料、着色料、甘味料、香料など、そのほかにドライクリーニング、床ワックス、防災カーテン、図書館の本の殺菌など、いずれも健康な人であれば許容できる程度の極めて微量な化学物質との接触で症状が生じると言われています。

また、一度過敏症になると、その後は僅かな量の化学物質に対しても症状が現れるようになり、場合によっては大変重い症状が出る場合があります。

ある日突然花粉症になるように、明日は我が身かもしれません。ならないうちはこのような訴えが神経質なだけと映るかも知れません。知ることの重要性を再認識させてくれるのが、この香害の問題であると思います。

香害の問題でよく話題になるのが、学校給食配膳時に使用するエプロンです。各家庭により

使用する洗濯洗剤が異なりますので、ローテーションで回ってきた際に香りが気になるという話は随分前から聞いていました。

そこで質問いたします。

給食エプロンの個人持ちの人数は各学校どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

続きまして、公共施設の芳香剤や香り付石けん・ハンドソープなどについて、現状と芳香剤使用の変更や無香料の石けん・ハンドソープに変更が可能かどうかを教えてください。

次に、香害を周知されるためにできることとして、ポスター掲示についてお尋ねします。

モニターを御覧ください。

こちらは消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が作成したポスターです。こちらは現在、市役所南側の廊下に貼っていただいております。ありがとうございます。こちらのポスターですが、児童館、子育て支援センター、図書館、公民館、体育館などの掲示状況を教えてください。

次は、大項目2に移ります。

大項目には事業者と地権者・地域住民との合意形成についてです。

いつの時代も土地を巡るトラブルは絶えることがありません。人が土地を所有するようになってからの宿命です。新たに事業者が来られることによって生じる、あるいは生じたトラブルに関する相談が多数寄せられております。

画像は市内のとある場所ですが、農地転用がまだ完了していないのにもかかわらず、事業者がドラム缶などの物を置いているとして、数年間未解決のままでおられる事案です。市に訴えても、民間と民間のことですのでと言われるそうで、頼れる場所もなく、私も1年以上にわたり御相談を受けています。こちらは農地転用に関するトラブルです。

農家の跡取り不足や、ほかに仕事を持ち農業に従事していない、持ち主が遠方にいるなどで管理がし切れない農地は増え続けている印象です。増え続ける耕作放棄地に対して有効活用できるならと農地転用して事業者が買い取り、産廃業や運送業、太陽光パネルなどになる元農地が増えています。

そこで質問いたします。

農地転用の年間件数の推移を教えてください。また、トラブルを未然に防ぐためにお尋ねしたいのですが、農地転用の許認可申請の際、愛知県に送る前に愛西市で行う確認事項と現地確認をされるかどうかをお伺いしたいです。

事業者と近隣地域住民とのトラブルは、未然に防ぐことができるにこしたことはありません。開発行為等の周知に関する条例があるとお聞きしましたが、いつ施行されたのか、施行の狙い、施行後に狙いどおりの効果があつたかをお尋ねします。

事業者との話をしてきましたが、次は市の事業に関する質問です。

佐屋駅周辺整備事業は今年度から動き出しますが、該当地権者の方より様々な声をいただいております。

開発箇所に御自宅のある方は、今までとは違う暮らしとなるため、戸惑いの気持ちが隠せな

いといいます。地域住民との合意形成について、該当地権者との協議はいつから始まりますでしょうか。また、どのように協議を進められますでしょうか。

以上を一括質問とさせていただきます。順次御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

**○学校教育課長（坪井靖史君）**

私からは、大項目 1 点目、香害を周知するためにの中で、給食エプロンの個人持ちの人数が各学校どのくらいかについて御答弁させていただきます。

小・中学校では、児童・生徒が使用する給食用エプロンは基本的に共用のものを使用しており、使用した児童・生徒が自宅に持ち帰り、各家庭で洗濯したものを交代で使用しています。

個人用の給食エプロンの使用者は開治小学校の 1 校のみで、保護者の希望による同一世帯の 2 人となっております。以上です。

**○総務部長（人見英樹君）**

私からは、公共施設の芳香剤や香り付石けんの現状についてお答えします。

市役所ではトイレで芳香剤を使用しており、手洗い用のハンドソープにつきましては無香料のものを使用しています。

消臭剤や無香料製品への切替えは、国や県の動向を注視し、近隣市の取組状況等を踏まえて検討してまいります。以上です。

**○市民協働部長（井戸田悦孝君）**

続きまして、各支所における芳香剤等の現状と今後の対応についてお答えをいたします。

各支所のトイレでは芳香剤を使用し、手洗い用のハンドソープには香料製品を使用しております。

消臭剤やハンドソープなどの無香料製品への切替えは、国や県の動向を注視し、近隣市の取組状況などを踏まえて検討をしてまいります。以上でございます。

**○健康子ども部長（猪飼政和君）**

続きまして、保育園、児童館、子育て支援センターについてお答えいたします。

トイレで芳香剤を使用している施設と使用していない施設があり、手洗い用の石けん・ハンドソープについても無香料のものと香料のあるものを使用している施設がございます。消臭剤やハンドソープ等の無香料製品への切替えは、国や県の動向を注視し、近隣市の取組状況を踏まえて検討してまいります。以上です。

**○生涯学習スポーツ課長（日比 猛君）**

私からは、スポーツ施設及び文化施設の状況についてお答えさせていただきます。

スポーツ施設及び文化施設のトイレで芳香剤を使用し、手洗い用ハンドソープや食洗用の洗剤は無香料のものと香料のあるものを併用しています。芳香剤から消臭剤、手洗い用ハンドソープ等の無香料製品への変更は、国や県の動向を注視し、近隣自治体の取組状況等を踏まえて検討していきます。

**○健康子ども部長（猪飼政和君）**

続きまして、周知のための児童館、子育て支援センターのポスター掲示状況についてお答え

させていただきます。

児童館、子育て支援センターには、消費者庁をはじめ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の7省庁で作成された啓発ポスター、「その香り困っている人もいます」を掲示しております。以上でございます。

#### ○生涯学習スポーツ課長（日比 猛君）

私からは、教育施設についてお答えさせていただきます。

国が作成した香りの健康被害に関するポスターは、中央図書館、文化会館、あいさい笑鵬公民館、永和地区公民館、垣見鉄工アリーナ、立田体育館及び佐織体育館で掲示しています。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

私からは、大項目の2. 事業者と地権者・地域住民との合意形成についてお答えをさせていただきます。

農地転用についてお答えいたします。

過去10年度の農地転用件数は、平成28年度103件、平成29年度106件、平成30年度93件、令和元年度108件、令和2年度95件、令和3年度90件、令和4年度73件、令和5年度75件、令和6年度100件、令和7年度107件です。

続きまして、農地転用の許認可申請の際、愛知県に送る前に愛西市で行う確認事項は、また現地確認をするのかについてです。

確認事項は、申請書に記載された内容の確認、法定添付書類の添付及び内容を確認いたします。現地確認は実施しております。

次に、開発行為等の周知に関する条例について、いつ施行されたかについてお答えいたします。

開発行為等の周知に関する条例は、平成28年度から1,000平方メートル以上の宅地造成並びに切土、盛土等による区画形質の変更を伴う開発行為のほか、建築物の建築や特定工作物の設置を行う建築行為を対象として施行しております。

さらに、令和4年度には条例を一部改正し、面積要件を設けることなく、自動車及び廃自動車の処理や保管、再生資源物の処理、集積、貯蔵施設等を特定行為とし、対象施設として追加しております。

施行の狙いに関しましては、本条例は、事業者が計画する開発行為等について、事業者が開発行為等に関係がある地域の住民に周知を行うことにより、良好な近隣関係を保持し、関係地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的としております。

施行後、狙いどおりの効果はあるかについてですが、本条例におきましては、事業者による事前周知をルール化したことにより、関係地区の住民の皆様が計画を早期に把握できるようになるとともに、事業者と住民双方が協議を行う機会の確保につながるものと考えております。その結果、トラブルの未然防止、良好な近隣関係の保持及び生活環境の維持につながるなど、一定の効果が現れているものと認識しております。

続きまして、佐屋駅周辺開発の際、地域住民との合意形成についてでございます。



該当地権者との協議はいつ始まるのかについてですが、本事業は、佐屋駅周辺の安全性の確保を目的に、交通結節点としての機能を強化し、安全・安心に利用できる空間づくりの実現に向けて、本市にとって重要なまちづくり施策であります。

令和6年度の基本計画策定時より、土地所有者や地域住民の方々へ事業内容の周知を実施しております。本年度からは、順次、対象エリアの用地測量、物件調査業務に着手し、対象となる土地所有者へ事業に対する同意を求め、着実に事業を遂行してまいります。

どのように協議を進めていくのかについてですが、事業の実施に当たっては、鉄道事業者の協力が不可欠ですので、関係部局が連携をし、事業計画等の協議を進めつつ、当該土地所有者及び鉄道事業者へ理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。以上です。

**○6番（永田千佳君）**

皆様、御答弁のほうありがとうございました。

再質問に移らせていただきたいと思います。

給食エプロンですが、基本的に共用であるということですが、香害に悩む児童・生徒に対してどのような配慮ができますでしょうか。

**○学校教育課長（坪井靖史君）**

個人用エプロンの使用を認めるほかに、共用エプロンを香害に悩む児童・生徒の専用にするなど個別に対応しております。

**○6番（永田千佳君）**

ありがとうございます。

近隣で給食エプロンが共用でない自治体はありますでしょうか。

**○学校教育課長（坪井靖史君）**

津島市、弥富市、あま市では、本市と同様に個人用エプロンの使用を認めるほかに、共用エプロンを香害に悩む児童・生徒専用にするなど、個別に対応しております。

また、稲沢市では学校規模によってなんですけれども、共用エプロンと個人用エプロンを併用しているというふうに伺っております。以上です。

**○6番（永田千佳君）**

ありがとうございます。

個人持ちは煩わしさはないかもしれませんが、保護者負担も増えます。成長すれば買い替えも必要です。個人持ちか共用かを選べるのが望ましい在り方かもしれません。

名古屋市では、お母さんたちの団体が活発な活動をしております。「香害をなくすみんなの会」を立ち上げ、その活動の様子は令和7年12月9日付の中日新聞名古屋市民版にも掲載されております。

そんな名古屋市の教育委員会では、入学時などに記入する健康調査票に「香りで体調不良になる」欄を設けました。本市でも同様のことが可能でしょうか。

**○学校教育課長（坪井靖史君）**

小・中学校では、心身の健康状態や既往歴、緊急時の連絡先などを統一様式の健康管理カー

ドを活用して、児童・生徒一人一人の状況を把握しております。保護者等から個別相談を受け  
る中で、化学物質過敏症など配慮が必要な児童・生徒の把握に努めていることから、津島市、  
あま市、弥富市、稲沢市と同様に香りに対する体調変化の項目を設けることは現在考えており  
ません。以上です。

**○6番（永田千佳君）**

ありがとうございます。

個別に対応ができていれば安心かと思います。

児童・生徒や保護者の中には、香りで体調不良になる旨を伝えてよいものだと思っていない  
場合もあるかもしれませんので、引き続きポスター掲示などで周知を続けていきたいと考えて  
おります。

公共施設での芳香剤や香り付石けん・ハンドソープなどについてですが、香料のあるものを  
使用している場合と無香料のものを使用している場合がある旨、承知いたしました。無香料の  
ハンドソープを使っているところがあるのは予想外の回答でしたが、引き続き国や県の動向を  
注視していただければと思います。

トイレなどを清掃する際の洗剤も香り付が多いとは思いますが、無香料に変更することは  
可能でしょうか。

**○生涯学習スポーツ課長（日比 猛君）**

スポーツ施設及び文化施設のトイレを清掃する際の洗剤は、無香料のものと香料のあるもの  
を併用しています。洗剤の無香料製品への変更は、国や県の動向を注視し、近隣自治体の取組  
などを踏まえて検討していきます。

**○6番（永田千佳君）**

ありがとうございます。

ポスター掲示以外の周知の方法として、回覧板での周知は可能でしょうか。

**○健康子ども部長（猪飼政和君）**

市役所、児童館、子育て支援センター、図書館、公民館、体育館など多くの市民が利用する  
施設でポスター掲示による啓発を行うことで周知を図っております。急を要する情報や地域の  
重要な情報をお知らせする回覧板を用いての周知については考えておりません。以上です。

**○6番（永田千佳君）**

さようございますか。

広報「あいさい」、ホームページ、公式LINEでの周知状況はいかがでしょうか。

**○健康子ども部長（猪飼政和君）**

市の広報紙では、令和5年12月号、令和6年12月号及び令和7年12月号にて、香害及び化学  
物質過敏症についての記事を掲載しました。市のホームページでも香害について及び化学物質  
過敏症についてを掲載しています。市の公式LINEにつきましては、令和7年12月1日に香  
害、化学物質過敏症に御注意くださいという内容で情報を発信しました。今後も市広報紙や市  
ホームページ、市公式LINE等で情報発信をしてまいります。以上です。

○6番（永田千佳君）

ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

その他、SNS、保護者向けアプリでの周知は可能でしょうか。

○健康子ども部長（猪飼政和君）

市の公式インスタグラム、X、あいさいつ子応援ナビ等の活用は有効な手段と考えます。これらのSNSやアプリは市民が日常的に利用するツールであり、施設でのポスター掲示と相まって、より効果的な啓発が期待できます。

今後、関係課と連携をしながら、香害に関する情報発信を進めてまいります。以上です。

○学校教育課長（坪井靖史君）

現在、保護者向けアプリとして使っております「すぐーる」というシステムを通じまして、小・中学校の全保護者に対して周知することは可能でございます。

○6番（永田千佳君）

ありがとうございます。ぜひ御検討をお願いいたします。

モニターを御覧ください。

こちらは兵庫県西宮市の保健所ですが、すてきなデザインの市独自のポスターを作られています。このような市独自のポスター作成について検討の余地はございますでしょうか。

○健康子ども部長（猪飼政和君）

消費者庁をはじめとする7省庁が作成した香害に関するポスターは、複数の関係省庁が協力して作成した統一的な資料であるため、これを市内の公共施設に掲示することで効果的な啓発が可能と考えており、市が独自で香害ポスターを作成する予定はございません。以上です。

○6番（永田千佳君）

さようでございますか。

大阪府の堺市では、当該啓発のパネル展を開催したようですが、南館などでパネル展を検討してはいかがでしょうか。

○健康子ども部長（猪飼政和君）

全国各地で市民団体等によりパネル展が実施されていますが、香害について直接的な法規制やガイドラインが存在していないことから、本市の主催でパネル展を実施することは難しいと考えます。

本市では、香害及び化学物質過敏症について、市のホームページ、市の広報紙、公式LINE、公共施設へのポスター掲示を通じて周知啓発を行っており、今後も消費者庁をはじめとする関係省庁が作成した啓発ポスターを活用し周知啓発を進め、市民の皆様に香りへの配慮について御理解いただけるよう努めてまいります。以上です。

○6番（永田千佳君）

ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目2の再質問に移ります。

農地転用の件数の中で、住宅用か事業用か、その内訳を教えてください。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

過去５年間に於ける転用件数の内訳は、令和３年度住宅用33件、事業用57件、令和４年度住宅用21件、事業用52件、令和５年度住宅用29件、事業用46件、令和６年度住宅用49件、事業用51件、令和７年度住宅用39件、事業用68件です。

○６番（永田千佳君）

ありがとうございます。

この質問の意図は、農地転用件数が増えているのではないかと、さらには近年事業用の転用が増えているのではないかとといった予測があったのですが、件数だけでははかれないということが分かりました。

令和７年度だけ見ると事業用が増えているような気がしますが、単年では何とも言えないところで、引き続き注視していきたいと思います。

農地転用において、周辺地権者と転用業者間でトラブルが生じた場合の対応はどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

申請内容及び許可後に違法行為等があれば指導等を行います。

なお、地権者間のトラブル等については介入いたしません。

○６番（永田千佳君）

ありがとうございます。

農地転用許認可申請の内容の確認はされていますでしょうか。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

申請書に記載された内容の確認、法定添付書類の添付及び内容の確認をしております。許可後については、個別具体の事例により判断をいたします。

○６番（永田千佳君）

内容の確認はしているということで承知いたしました。

どこまでが違法行為で、どこまでが違法行為でないのか、その実情は遠くから見ているだけではなかなか判別ができないものです。未然にトラブルを防ぐためにも、ぜひ許認可申請時の現地確認は、どちらかが不利を被らないように入念に行っていただきますよう、私からお願い申し上げます。

農地法ないし都市計画法にのっとり、許認可された場合でも、申請された面積をオーバーして農地転用ないし開発行為をした場合、何に基づいて固定資産税の課税の根拠とされますでしょうか。

○総務部長（人見英樹君）

固定資産の課税における地目の確認は、航空写真や現地調査により行い、国の定める固定資産評価基準に基づき、固定資産の価格を定めなければならないとした地方税法の規定により、原則として１筆ごと地目認定を行い、課税をします。地目認定に当たっては、固定資産評価基準及び土地評価事務取扱要領において、１筆の土地の一部が全く別の用途に利用されていると

きは、これらの利用状況に応じて区分し、それぞれの課税地目を定めるとなっています。以上です。

○6番（永田千佳君）

ありがとうございます。

農地であるのに雑種地のように使われていたりというのは、航空写真でも十分に確認可能かと思います。農地を守る適正な利用がなされているか、固定資産税の観点からも御確認いただけたらと思います。

次は、周知条例についての再質問です。

周知条例施行後、事業者と近隣住民とのトラブルは発生していませんか。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

本条例の施行後、ルールを守り、適正に土地利用している事業者と近くにお住まいの皆様との間で大きなトラブルは発生していないものと認識をしております。今後も事業が始まる前段階で、本条例により事業者が関係地区の住民の皆様にしっかりと計画内容を説明し、情報を伝えるよう働きかけてまいります。

○6番（永田千佳君）

未然にトラブルを防げるにこしたことはありませんので、引き続き条例を運用していただくようお願いいたします。

また、今後は外国人事業者が増えることも考えられます。もともと持っている常識が違う場合もありますので、折を見て条例の見直しをするなど事業者と近隣住民が良好な関係を築けるようお図りいただけたらと思います。

佐屋駅周辺整備事業など公共事業を行う際、地域住民の合意が得られなくても事業が進むケースというのはあるのでしょうか。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

公共事業においては、用地の取得をはじめ、関係機関と地域住民の理解が重要となりますので、合意が得られるように努めてまいります。以上です。

○6番（永田千佳君）

ありがとうございます。

実は、この質問の背景としまして、佐屋駅周辺の計画に係る場所に住宅などがある方数名より御相談をいただいております。計画は随分前から決まっていたようだが、空き地ができそうなタイミングで市は買い取らず、そこに住宅が建ってしまった。こだわって造った住宅と便利な立地を手放すのは納得がいかない、などなどお声を頂戴しております。私も同じ立場であれば同様に感じたことだと思います。

特に住宅は一生に一度の大きな買物です。昭和53年より計画があるのであれば、もっと早くに言ってほしかったというのが心情だと思います。本市にとり重要なまちづくり施策であることは十分に理解しておりますので、何とぞ土地や住宅をお持ちの方の気持ちに添いまして協議を進めていかれますよう、私からお願い申し上げます。

別件で、東保町・西條町周辺に物流倉庫が増えてから、近隣畑などにごみのポイ捨てが増えたと相談がありました。

モニターを御覧ください。

こんな感じで飲食のごみにとどまらず、衣類やペットシートのようなものもあります。

また、道の駅東ゾーングランドオープン後、近隣でごみのポイ捨てが増えまして、該当地域の環境保全会としては何か対策をしてほしいと思われているそうです。道の駅は車中泊される方も多く、何か対策が必要ではないかと思います。新しい事業が始まれば人の出入りも変わり、違った側面で変化も起こります。そういった際の対処としてはどのようなことをお考えでしょうか。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

地域の活性化や人の往来が活発になる一方で、近隣の農地などにおけるごみのポイ捨てといった地域環境への影響について懸念などがあることは認識をしております。

まず、常習的にごみがポイ捨てされる箇所や環境変化により被害が増えている場所については、市におきましても啓発看板の設置や提供を行うなど防止対策を講じております。ポイ捨てを防ぐためには、ごみを捨てられにくい環境をつくることも重要であることから、効果的な対策を例示しながら御協力をお願いしてまいります。

次に、事業所の増加に伴うポイ捨てへの対応につきましては、進出した事業者との関連がはっきりしない場合におきましても、地域に根差す事業者として環境美化へ御協力をいただけるよう、周辺のマナー啓発などを広く働きかけてまいります。

また、新たな人の流れが生まれるエリアにおきましては、運営事業者とも連携し、周辺の定期的な巡回や清掃活動などの連携も必要ではないかと考えております。以上でございます。

#### ○6番（永田千佳君）

畑などに空き瓶が捨てられると、トラクターなどが巻き込んで危なかったという話も聞きました。

市民の方からこのような御提案があったのですが、ごみのポイ捨てを規制するための条例などの策定は可能でしょうか。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

条例は、平成17年4月1日に愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例を既に制定をしております。この条例におきましては、市民、事業者、行政が一体となっておごみの散乱防止に努めることや、土地の所有者、管理者がその土地の清潔を保つことなどが既に規定をされております。現行条例に基づき、事業者への働きかけや土地所有者の皆様と連携した対策を徹底し、実効性を高めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○6番（永田千佳君）

既に制定されていたとは失礼をいたしました。

ごみを捨てられている場所というのは、先ほど申した場所や車の往来の激しい幹線道路や国道沿い、逆に人けの少ない場所、人の目が行き届いていない畑など多い印象です。ここでも

管理されていない農地の問題が関わってきます。農家の高齢化や後継ぎ不足により、農地をどのように管理していくかの課題は、より一層色濃くなるものと思われます。

もう一度、香害に戻りますが、モニターを御覧ください。

こちらは宝塚市のホームページです。

とても分かりやすく香害について説明がしてあり、小・中学校における香害及び化学物質過敏症に関するアンケートも実施したようです。皆が快適に生活するために、私たち一人一人にできることとして啓発内容も丁寧です。少数派が暮らしやすい世の中は多数派も暮らしやすいという理論があります。空気のバリアフリーを愛西市も目指したいところと思っています。

そして最後に、この2つのテーマを総括して皆様にお伝えしたいことがあります。

行政は公平中立と常に言われます。ですが、社会には見えない不公平が存在しています。市民同士でもめごとがあったとして、両者に力の差が広く認められることがあります。行政が公平中立に接していれば、要領のよいほうが得をする構図は変わりません。私は弱い者の味方をしてほしいと言っているわけではございません。両者に明らかな力の差が見られる場合は配慮をしてはいただけませんか。初期の段階で配慮がなされれば、問題が大きくなることを防ぐことができるかもしれません。書類に不備がなければという観点で動かれるのが行政だと思います。ですが、その書類を作成しているのもまた人です。その人にどのような意図があるのか、一度立ち止まって配慮をしていただけたらと思います。

性善説でつくられているこの日本社会ですが、高齢者人口の割合の増加、生産人口の減少、止まらない少子化に加えて、外国人の増加、格差拡大による貧困などで社会の様子は変わってきております。制度を悪用・濫用して人をおとしめることができってしまうという点をどうか見逃すことなく、この社会の変化に制度を適用していただきますようお願いいたします。

これをもちまして、永田千佳の一般質問を結びとさせていただきます。御清聴をありがとうございました。

#### ○議長（佐藤信男君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

#### ○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の12番・佐々木亮議員の質問を許します。

佐々木亮議員。

#### ○12番（佐々木 亮君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問を行います。

皆様、改めまして、さきの愛西市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様から温かい御期待をいただき、この歴史ある愛西市議会に送り出していただきました12番議員の佐々木亮

でございます。

本日、私にとって、議員としてこの場に立つ初めての一般質問となります。大変身の引き締まる思いであると同時に、市民の皆様の切実な声を市政へと届けるという重大な使命に胸が高鳴っております。

少し自己紹介になりますが、実は私と妻は、もともとこの愛西市には地縁も血縁もそもそも、それこそ縁もゆかりもございませんでした。しかし、数年前からこのまちを訪れた際に、どこまでも広がる平地と、そこから見上げる広々とした空の圧倒的な開放感、そして何よりも地域で暮らす住民の皆様の温かさやお互いを思いやる居心地のよさに深く引かれまして、この大好きなまちに骨を埋めようと自らの意思で移り住み、家を建てました。そして、この地域の医療資源の一かけらになりたいという思いで市内で訪問看護事業を始めたのも、このまちへの恩返しの一歩でございました。

私はこれまで看護師として約20年間、医療と介護の福祉の最前線でごまやに働いてまいりました。救急医療の現場で約10年間、一分一秒を争う命の危機と向き合い、その後約10年間は訪問看護師として地域に飛び込み、住み慣れた自宅で最期を迎えたいと願う高齢者の皆様や、その御家族の思いに寄り添ってまいりました。現在は約20名近くのスタッフを預かる経営者として、日々地域の在宅医療・介護を支える現場のかじ取りを行っております。

では、その現場の人間がわざわざこの政治の世界を志したのは、それは一事業所、一経営者として努力だけではどうしても乗り越えられない制度の壁、現場の限界を痛烈に感じたからです。

現場の深刻な人材不足のスピードは、民間の努力をあざ笑うかのように加速しています。さらに、海拔ゼロメートル地帯を抱えるこの愛西市において、万が一の大災害が発生したとき、今のシステムのままでは、在宅で人工呼吸器を回している患者様や、介護がなければ生きられない高齢者の皆様の命を、民間単独では到底守り切れないという強い危機感を抱いたからです。

現場で涙を流す人を減らしたい。そのためには、私自身が今度は現場を支えるルールや仕組みをつくる側の人間となり、市民の命を守る強固な枠組みを市政一体となって構築していくしかない、これこそが、私が安定した経営者の立場に安住せず、政治家としての人生を踏み出した一世一代の覚悟でございます。

現場を知るからこそ見える課題、現場にいるからこそ聞こえる切実な声を愛西市の未来の政策へと昇華させる、これこそが現場出身の議員1年生である私の果たすべき絶対の役割であると確信しております。

本日の一般質問では、必要な議論をストレートに、そして情熱を持って執行部の皆様にお伝えさせていただきたいと思っております。

執行部の皆様とは、本市の未来を共に創るパートナーとして建設的で前向きな議論をさせていただきたいと考えておりますので、実効性のある御答弁を期待いたしまして、大きく2つのテーマについて質問に入らせていただきます。

まず最初のテーマ、2040年を見据えた持続可能な地域包括ケアシステムの再構築についてで



あります。

いわゆる2040年問題とは、我が国の高齢者人口がピークを迎え、同時にそれを支える現役世代が急激に減少する社会保障制度最大の難所と言われております。本市においても、この人口構造のパラダイムシフトは避けて通ることはできません。

そこで、本市の人口構造の変化と支え手不足の現状認識について伺います。

本市における現在の高齢者数及び現役世代の数の現状と2040年の将来推計の比較について、本市が抱える独自の課題も含めて、市はどのように認識されているのでしょうか。

また、将来的な介護人材の需給ギャップ、つまり圧倒的な担い手不足を踏まえたとき、市は現行のサービス提供体制を将来にわたって維持可能と考えているのか、市としての率直な見解を伺います。

次に、2つ目、供給制約を乗り越えるための自立支援と現段階の市のアクションについて伺います。

限られた資源の中でこのシステムを維持するためには、要介護状態になることを防ぐ、または重度化を防ぐ自立支援型ケアマネジメントの徹底と専門職の早期介入が不可欠となります。これらに対する市の具体的な取組策を伺います。

また、深刻化する人材不足に対して、単なる国や県の補助金の周知といった制度面にとどまらず、本市独自の現段階における具体的対策及び市がまさにどのように行動しているのかをお尋ねいたします。

大項目2つ目、続きまして、2つ目のテーマである医療・介護事業所と行政が一体となった地域共生型BCP、事業継続計画の構築について質問いたします。

BCPとは、日本語訳で事業継続計画と呼ばれ、自然災害や感染症などの緊急事態に際して、企業や組織が損害を最小限に抑え、中核となる事業を継続、早期復旧させるための計画や対策を指します。

近年、南海トラフ巨大地震の足音が近づく中、海拔ゼロメートル地帯を多く抱える本市において、災害対策は一刻の猶予も許されません。特に高齢者や医療的ケアが必要な方など災害時にケアが途絶えれば即座に命の危機に直面する災害時要配慮者の命をどう守るかは最重要課題だと考えております。

そこで、市内事業所のBCP策定における経営的負担と実効性の検証について伺います。

2024年4月から、全ての介護事業所においてBCPの策定が完全義務化されました。しかし、市内の小規模事業所、特に人員に余裕のない現場にとっては、策定自体が重い経営的負担となっております。これら市内事業所への現在の策定支援の現状はいかがでしょうか。

さらに、大災害時には職員自身やその家族も被災するため、単独の事業所だけで業務を継続することは不可能です。こうした事態を想定した市内または近隣自治体を含めた広域的な相互応援体制の構築について、市の見解を伺います。

最後に、災害時の医療的ケア情報の共有と総務的な官民応援協定について伺います。

現在、本市には多職種連携ツールとして電子連絡帳システムつながろまい愛西が導入され、

多くの医療・介護関係者が登録しております。この既存インフラを災害時における緊急連絡網や行政が持つ避難行動要支援者名簿と民間が持つ医療・介護情報を相互運用するツールとして公式に位置づけるというお考えはないでしょうか。

また、災害時に開設される福祉避難所において、専門的な人材を確保することは急務です。一方で、民間の医療・介護事業者が自らのサービスを継続するためには、停電時の燃料や物資の優先供給が不可欠だと考えております。

行政が民間から応援の人材を出してもらっただけでなく、行政からも民間へ物資や燃料を優先供給するという、お互いに支え合う双務的な官民応援協定の締結について、現在の取組と今後の見解を伺い、最初の一括質問といたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私から順次御答弁をさせていただきます。

まず、大項目1点目、2040年を見据えた持続可能な地域包括ケアシステムの再構築についてからでございます。

まず、現在の高齢者数、現役世帯数、2040年の将来推計の比較及び本市の課題について御答弁をさせていただきます。

令和8年4月1日現在の高齢者数は1万9,020人、現役世帯数は生産年齢人口で3万4,413人です。令和5年における国立社会保障・人口問題研究所による2040年推計で、高齢者数は1万9,555人、生産年齢人口は2万4,264人となります。

本市の状況ですが、高齢化率は全国や県と比較して高く、介護認定率は低い現状にあり、高齢者数は多いが、介護認定を受けている高齢者が少ない傾向にあります。今後は全国と同じような傾向に推移をすると考えています。課題は全国同様、後期高齢者人口の増加、少子高齢化、単身や高齢者のみ世帯の増加が顕在化していく状況で、介護保険制度を維持していくことが課題です。

続いて、将来的な介護人材の需給ギャップを踏まえ、現行のサービス提供体制を維持可能と考えているかについてでございます。

介護人材の不足は全国的な課題で、背景には高齢化の進行に伴う介護需要の増加と生産年齢人口の減少という構造的な要因があります。本市では、地域での支え合いを進めるために生活支援サポーターの育成確保を進めています。それにより訪問介護員等の専門職を必要とする身体介護、要介護度の高い方や医療ケアを要する方に重点的に振り分けることもできると考えています。住み慣れた地域で元気にお過ごしいただけるように介護予防の強化、地域包括ケアシステムの深化など、持続可能な介護保険制度を目指していきます。

続いて、要介護認定の先送りに向けた自立支援型ケアマネジメントの徹底と専門職の早期介入策についてでございます。

自立支援型ケアマネジメントとは、できないことを補う介護ではなく、できることを増やし、生活機能の維持向上を目指すケアマネジメントです。

本市では、介護支援専門員の研修にて、ケアプラン作成のポイントやサービス担当者会議の

進め方の講義を行い、利用者の主体性の尊重や自立支援の視点でケアマネジメントができるよう伝え、またフレイル状態の方にはリハビリ専門職に関わる機会があり、介護予防の意識付け周知を行っています。

続きまして、深刻化する人材不足に対してでございます。

公益財団法人介護労働者安定センターの調査では、訪問介護では8割超の事業所が不足感ありと報告されています。

本市の状況は、サービスが受けられないという状況まではありませんが、ヘルパーの高齢化、成り手不足であると伺っております。本市で介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定し、取組を行っています。

本市の施策といたしましては、介護支援専門員の研修費の一部補助を実施しております。

続きまして、大項目2点目、医療・介護事業所と行政が一体となった地域共生型BCPについてでございます。

BCP策定義務化に伴う市内小規模事業所への支援策の現状と相互応援体制の構築についてでございます。

BCP、事業継続計画の策定は、令和3年度介護報酬改定がされ、令和6年度より策定が義務化となりました。介護施設の全事業所が策定されているものと考えておりますが、現状の把握はしておりません。

BCP策定に当たっては、国から提示されている事業継続ガイドラインなどを活用し、作成していただくこととなっており、案内をしております。

本市もBCPの策定状況、必須項目記載の有無、研修訓練の実施について確認し、必要に応じて改善勧告等を行っています。作成がゴールではなく、訓練を実施することで、より実効性のあるものになると考えています。

広域的な相互応援体制の構築は、本市を含む県西部が広範囲に及び被災する可能性があり、県内、県をまたいだ応援体制が想定され、国や県の動向を注視していきたいと考えています。

また、愛知県災害派遣福祉チームが一般避難所や被災した介護施設等で福祉的支援、介護支援、連携調整を実施します。現時点での体制は、高齢福祉課で介護事業所等の被災状況などの情報収集をし、県と情報共有をして対応していくこととしております。

続いて、つながろまい愛西を災害時の緊急連絡網として位置づけられるか、また要支援者名簿などとの相互運用を考えているかについてでございます。

電子連絡帳システムつながろまい愛西は、多職種連携の基盤として運用しており、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、地域包括支援センターなど、行政などが在宅医療者を支える情報共有ネットワークとして活用しています。平常時における多職種連携を前提に構築されたものであり、個人情報等を守るため、アクセスできる職員が限定的となっています。

また、在宅療養者も登録制となっており、災害時の情報伝達や住民への一斉連絡を想定したシステムではありませんので、災害時の連絡ツールとしては活用は考えておりません。

続きまして、福祉避難所の専門的人材確保と協定などの実効性についてでございます。

福祉避難所は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする方など、特に配慮を要する方々を受け入れる施設と位置づけています。開設に当たっては、要支援者の状況に合わせた対応を想定しています。要介護度や障害の程度が重い方、医療的ケアが必要な方は、被災をしていない施設、病院へ、入所施設に入所している方は引き続き施設入所、避難所で生活できる方は避難所で、福祉避難所には特別な配慮が必要な方の避難を想定しております。民間の施設であれば、専門職の方がお見えになりますので、協定と国の制度に基づき、避難者の受入に係る必要な費用は負担いたします。

燃料、物資については、国・県及び関係機関と連携し、供給体制の確保及び円滑な支援調整に努めてまいります。現在も福祉避難所の協定を締結しておりますが、継続的な検討と更新が必要であると考えております。以上でございます。

#### ○12番（佐々木 亮君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行わせていただきます。

まず最初の質問に対して、本市の介護認定率は全国や県と比較して低い状況にあるという大変興味深いデータをお示しいただきました。介護認定率が低いということは、裏を返せば、愛西市の高齢者の皆様が住み慣れた地域で健やかに自立して暮らされているということでもあり、これは大変喜ばしい誇るべき現状であると捉えることができます。

しかし、私たちはここから2040年に向けてさらに介護需要が爆発すると言われている85歳以上の超高齢者を多く迎えることになります。

そこで伺いますが、市はこの現在の介護認定率の低さの要因をどのように分析されているでしょうか。

また、高齢化がさらに進む中で、この元気な高齢者が多いというすばらしい傾向を今後も維持していくために、市としては何が最も重要であるとお考えか、具体的な分析と見解を伺います。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

認定率が低い状況につきましては、高齢者の就業の機会の増加、高齢者と地域のつながりを持ちながら元気にお過ごしいただいている結果の表れであると評価をしております。しかしながら、県、全国平均との差は徐々に縮まりつつあることも事実であり、団塊の世代が後期高齢者となった2025年、さらにその先の高齢化率の推計を踏まえますと、今後、認定率の上昇は避けられないものとして認識しております。

本市としましては、介護予防、健康寿命の延伸を最重要課題の一つと位置づけ、介護予防事業の推進、口腔ケアや認知症予防の普及啓発、生活支援体制整備事業により、地域での支え合い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、各種介護予防事業を推進してまいります。以上です。

#### ○12番（佐々木 亮君）

御答弁ありがとうございます。

認定率が低い理由として、就業機会があつたりとか、地域のつながりがあることで、こういった今の現状があると思いますと、これからもこういった愛西市のいいところを活用しながら進んでいければいいかなと思います。

では、その地域で支え合いの具体策として、御答弁の中で生活支援サポーターの育成確保を上げられました。非常に重要な取組だと思いますが、市民の皆様にとっては、まだ具体的なイメージが湧きにくい部分もあるのかと存じます。

そこで、市民の皆様にも分かりやすいように、現在どのような方々がこのサポーターとして登録されており、具体的にどのような活動を想定されているのか、その実態を教えていただきたいです。

また、2040年の支え手不足を見据えたとき、このサポーターという重要な担い手を今後どのようにさらに確保していくおつもりなのか、市の計画を伺います。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

住民主体による支え合い活動の担い手を養成するため、生活支援サポーター養成講座を年2回開催しており、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスBはじめとした担い手として活躍をいただいております。

支援内容は、ごみ出しや布団干し、電球交換など日常の困りごとを地域住民の支え合いで担っていただいておりますが、登録団体数や担い手が増えていない課題があります。こうした活動は、利用される高齢者の方の在宅生活を支えるだけでなく、サポーター自身の生きがいづくり、社会参加、介護予防につながっており、地域共生社会の実現への重要な取組です。

今後、生活支援の担い手をいかに確保していくかが重要で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支え合いの輪を広げてまいります。以上です。

#### ○12番（佐々木 亮君）

御丁寧な説明いただき、よく分かりました。ありがとうございます。

ごみ出しや布団干しなど、地域住民の方からするとまさにかゆいところに手が届く、すばらしい制度であると思います。

ただここで一つ、現場の人間として率直な実感を述べさせていただきます。

私は市内で実際に医療・介護の事業を営み、毎日多くの御利用者様やケアマネジャー様と接しておりますが、大変恥ずかしながら、この住民主体型サービスとしての訪問Bという選択肢がこれほど具体的に動いているということを深く存じ上げておりませんでした。現場を預かる私でさえそうなのですから、一般の市民の皆様や本当に支援が必要な御本人、御家族様にとっては、さらに認知度が低い可能性があるのではないかと感じます。

実際、先ほどの答弁でも、訪問Bの担い手がまだまだ少ない、増えていないという現状があると伺いました。日常のささいなお困り事を地域で解決できるこの仕組みは、今後の供給制約を乗り越えるための切り札になり得る大変貴重でありがたいものだと感じます。しかし、どれだけよい制度であっても知られていなければ使われませんし、担い手も集まりません。

この訪問Bはまだまだ担い手が少ない状況とお聞きしておりますが、今後どのような形で周

知をしながら広げていかれるのか、市としての具体的な普及拡大策を伺います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

困り事は今後ますます増えることが予想されますが、人の役に立つことを生きがいを感じる方もお見えになります。サポーターのやりがいや役割を周知し、機運の醸成を図るため、これまでの養成講座受講者の活動団体の紹介に加え、特別な活動ではなく、地域での助け合いを周知していきます。

地域の支え合いは、支えられる方だけでなく、支える方の生きがいや介護予防にもつながる取組です。今後も第1層、第2層生活支援コーディネーターを中心に、社会福祉協議会や関係機関と連携をしながら輪を広げていきます。以上です。

○12番（佐々木 亮君）

御答弁ありがとうございます。

私もこの医療・介護関係の業種の方々と関わる中で、あえて支援が必要な方々、御高齢者の方に対して、例えば家事、炊事、そういったものをお願いしながら、本来は支援が必要な方ではあるんですが、そういった方々に役割を持ってもらうことで、生きがいを感じたり、やりがいを持たれるということも聞いたことがありますので、ぜひこういった形で周知を行いながら、そういった支援が広がっていただけることを望みます。

それでは、大きな大項目2つ目である地域共生型BCPについて再質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁では、義務化に伴い全事業所がBCPを策定していると考えているものの、詳細な状況の把握まではできておらず、今後は訓練を実施することで実効性を高めることが重要との市のスタンスが示されました。

全くそのとおりで、BCPは紙に書いて終わりでは、いざ発災したときに一ミリも動けません。しかし、各事業所が個別に訓練を行うだけでは、地域の医療・介護は守れません。なぜならば、先ほども述べたように、災害時には自社のスタッフが被災し、自社だけではシフトが組めなくなってくるからです。

そこで伺いますが、市がおっしゃる実効性の向上に向けて、今後、市として医療や介護などの民間事業者と行政が直接顔を合わせるような連携の場を設けたり、実効性ある訓練に向けた意見交換を定例的に行うような予定、あるいはその仕組みづくりへの構想はあるのでしょうか。市の主体的な関わりについて伺いたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まずは国が定めるガイドラインやひな形を参考に、各事業所の実情に即した計画を策定し、訓練を重ね、計画の精度を段階的に高めていくことが重要であると認識しております。

本市としましては、各事業所が取り組む中で生じた課題や疑問に対し、実地指導等の機会を通じて情報を共有し、ふだんの会議等で災害時の対応をテーマに取り上げていただくことなどが大切であると考えております。以上です。

○12番（佐々木 亮君）

御答弁ありがとうございます。

先日、弊社でも私の勤めている会社でも実地指導がありまして、ＢＣＰについての指導をいただきました。ただ、この実地指導がない事業所も当然あると思いますので、こういったところも踏まえて、各事業所も安心してＢＣＰの策定や訓練ができるように、私としても関わっていただければと思っております。

それでは、次に質問した、つながろまい愛西の災害時利用についての質問をさせていただきます。

平時の連携を想定したシステムであるというふうに先ほどおっしゃられました。アクセス権の制限や登録制という特性上、災害時の連絡ツールとしての活用は考えていないという現実的な答弁をいただきました。

システムのセキュリティーや個人情報保護の観点から、平時用のシステムをそのまま災害時にスライドさせることが難しいというお考えは一定の理解をいたします。しかし、だとすれば、私には大きな疑問と不安が残ります。

東日本大震災や能登半島地震でも明らかになったように、災害時に最も早く命を落とす危険があるのは、在宅で人工呼吸器を回している方や、たんの吸引、定期的な訪問看護、介護がなければ生きられない在宅の医療的ケア者の方々です。そして、彼らを支える民間事業者自体も被災して崩壊の危機に瀕しているかもしれません。

電子連絡帳システムであるつながろまい愛西を使わないとするのであれば、実際に大規模災害が発生したその瞬間、市は個々の医療・介護事業所の被災状況を、そして何よりも在宅で医療的ケアが必要な方々の安全を一体どのようなルート、どのような手段で確認される想定なのでしょうか。電話もつながらない、ネットも途切れるかもしれない極限状態の中で、現場の事業所やケアマネジャーが混乱しないための現時点における情報収集の具体的な流れを改めて明確に教えてください。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

発災時には、災害発生時に特化した国が運用する災害時情報共有システムにより災害情報を登録し、被災状況を報告するもので、県や市が内容を集約、確認し、施設へ追加確認や支援・調整を行うものとなります。

本市では、まず施設等の災害状況の把握を行ってまいります。以上です。

#### ○１２番（佐々木 亮君）

御答弁ありがとうございます。

なかなか災害時情報共有システムというのもふだんからなじみがないものですが、ぜひともこういったつながろまい愛西もたくさんの情報が詰まっており、そして民間の医療・介護事業者もたくさん使用されておりますので、こういったものもまた併用するかどうか踏まえて、また前向きに御検討いただければと思います。

また、御答弁をいただきました災害時における福祉避難所の開設や民間施設との連携、燃料・物資の供給体制についてであります。

民間施設側への費用負担や国・県との連携した物資供給に努めるという方針をお聞きし、一定の安心をいたしました。災害時には、民間事業者が事前で用意した備蓄燃料や物資が真っ先に枯渇します。行政が民間から専門人材の応援を出してもらうだけでなく、行政からも民間へ物資や燃料を優先供給するというお互いに支え合う双務的な官民応援協定の精神を今後の継続的な検討と更新の中で、より具体的なタイムラインへ落とし込んでいただくことを要望いたします。

今回、初めての一般質問として、2040年の持続可能なケアシステム、そして災害時のBCPという本市の未来を守るための2つの大きな課題を取り上げさせていただきました。

私は行政をただ追及するためにこの壇上に立っているわけではございません。現場の最前線で汗を流す医療・介護のプロフェッショナルの視点から、また行政の皆様と共に知恵を絞り、市民の命を一人も取りこぼさないくらいの安心・安全な愛西市を共に作り上げていきたい、その一心で質問させていただきました。

私がほれ込んで移り住んだこのまち、この広々とした美しい空がある愛西市、2040年を迎えても、そして万が一の大災害に見舞われても、誰もがこのまちに住んでいてよかったと心から思え、私たちの愛する子供たちの世代へ自信を持って引き継いでいける持続可能なまちとなるよう、私自身も議員1年生として現場と市政のかけ橋となり、全力で行動していくことをお誓い申し上げ、私の初めての一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（佐藤信男君）

12番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

#### ○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の1番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

#### ○1番（石崎誠子君）

発言の許可をいただきましたので、2つの項目について一般質問をいたします。

大項目1. 地域公共交通の構築と踏切渋滞の解消について質問いたします。

子供から高齢者、現役世代、障害のある方も含めた全ての人が、家族の送迎に頼ることなく、駅や市役所、HASUパークといった拠点へ、どの地域からでもストレスなくアクセスできる環境を整えることこそがまちづくりの根幹であります。

今年度、愛西市のまちづくりの指針である第3次愛西市総合計画のスタートと新たな地域公共交通計画を策定するという大きな転換期に立っております。

そこで、市民の利便性を高め、未来に希望を持てるまちづくりを進めるべく、地域公共交通と一体となった道路整備の観点から質問をいたします。



小項目１として、本市にとって望ましい移動手段を明確にする地域公共交通計画の策定に当たり、市として描く公共交通の将来ビジョンを改めてお伺いいたします。

また、現在、公募型プロポーザルで事業者の選定が進んでおりますが、選定される事業者には、本市の特性を反映したどのような専門性や役割を求めているのか、併せてお伺いいたします。

次に、小項目２として、第３次愛西市総合計画では、近鉄富吉駅周辺をまちの中心地である都市拠点に、そしてＪＲ永和駅周辺を地域拠点に位置づけております。この駅と駅、あるいは駅と施設といった拠点の間をスムーズなバスや道路でつなぐ拠点間ネットワークを構築することは市の発展に不可欠と考えますが、当局の認識をお伺いいたします。

次に、大項目２．地域防災力の向上について質問いたします。

大規模災害時には、公助が届くまで時間を要するため、地域による共助こそが住民の命綱となります。しかし、行政からの迅速な情報や支援がなければ、地域防災は十分にその機能を果たすことができません。だからこそ、その核となる自主防災組織と行政との確固たる信頼関係が極めて重要であります。

そこで、本市における自主防災組織のこれまでの活動評価と今後の防災体制において期待される役割について、まず当局の基本認識をお伺いいたします。

以上を一括質問といたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

私からは、地域公共交通計画策定に向け、市の描く将来ビジョンや選定事業者へ求める役割等についてお答えいたします。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするためのマスタープランであり、市民の暮らしを支える重要な基盤となる公共交通と既存の外出支援施策との役割分担を図りながら、新たな移動手段の導入も視野に入れた、誰もが安心して出かけられる環境の構築を目指し、将来にわたり持続可能な仕組みを実現することを最終的な目標として取り組んでいきたいと考えています。

また、協働して進めていく事業者に求めるものとしては、地域の特性を的確に分析し、実情に合った仕組みを関係者と合意形成しながら構築できる能力を生かした移動ニーズの把握と計画案の提案、地域公共交通活性化協議会の円滑な運営支援を通じて、本市に最適な交通網づくりに向けてサポートする役割を担っていただきたいと考えています。

私からは以上です。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

私のほうからは、第３次総合計画に位置づけられた富吉駅周辺の都市拠点、拠点間ネットワークの構築は、市街化区域拡大について市の認識はについて御答弁をさせていただきます。

第３次総合計画の土地利用計画では、持続可能な都市構造の構築に向け、集約型都市構造への転換を図ることとしております。その達成に向け、鉄道駅を中心に都市拠点、地域拠点、地区拠点を設定し、全ての市民が日常的な生活サービスを身近に受けられる環境整備を図るとと

もに、拠点間ネットワークをはじめとした広域ネットワーク、地域ネットワークの3層構造で交通ネットワークを設定し、市民の暮らしと交流を支える持続可能な交通環境の構築を目指すこととしております。

私からは以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目2点目、地域防災力の向上に係る自主防災組織のこれまでの活動評価と今後の役割と期待について御答弁させていただきます。

自主防災組織については、これまで地域住民が主体となり実施されてきた防災訓練で、安否確認、避難所運営のほか、防災資機材の整備など、地域に根差した防災活動に積極的に取り組んでいただいております。こうした地道で継続的な活動に対し、地域防災の要として高く評価できるものと考えております。

今後の防災体制における役割と期待については、近年の激甚化する災害や本市が抱える地理的特性を鑑みますと、行政による公助には限界があることから、共助の重要性はますます高まっております。そのため、地域の実情を最も把握している自主防災組織には、引き続き地域防災の要として重要な役割を担っていただくことを期待しております。

具体的な役割として、避難の迅速化と共助です。災害発生時、公的支援が届くまでの間、地域で連携し、初期対応や避難誘導、安否確認などを行う体制を平時から築いていただきたいと考えております。

次に、防災力の底上げです。防災訓練の継続のほか、若い世代の参加促進や新たな住民の方々を巻き込んだ地域防災活動の活性化など、地域の実情に応じた柔軟かつ実効性の高い防災体制の向上を期待しております。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただきありがとうございます。

それでは、大項目1. 地域公共交通のほうから再質問に入ります。

御答弁より、本市は集約型都市構造への転換を図るとし、医療、商業、住宅などの機能を都市拠点である主要4駅周辺に集めて、それらを公共交通で結ぶ効率的なまちづくりを目指す方針であると確認いたしました。全ての市民がどこに住んでいようとも主要な駅や施設へストレスなく移動できるよう、この拠点同士を結ぶ交通ネットワークの構築こそが不可欠であると、当局と大きな方向性を共有できたと受け止めております。

そこでお伺いいたします。

地域公共交通計画は、令和8年度から2か年で作成されるとのことですが、各年度においてどこまで進めるのか、具体的な到達目標をお伺いいたします。特に初年度の課題の洗い出し、課題抽出は、計画の成否を分ける重要な工程であります。書面のアンケートにとどまらず、市民との直接的な対話によって数字に表れない切実な潜在ニーズを掘り起こすべきと考えますが、どのように計画へ反映させる方針かお伺いいたします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

令和8年度は、本市の概況や公共交通の現状を把握した上で、15歳以上の市民3,000人を対象としたアンケート調査やバス乗降調査等の実施に加えて、佐屋、立田、八開、佐織の地域別に行う地域公共交通懇談会を開催することで、現行サービスに対する改善点や地域ごとの移動ニーズなど課題の洗い出しを行い、課題解決に向けた取組を反映させた地域公共交通計画骨子案の原案を作成いたします。

令和9年度は、この計画骨子案に基づき、具体的な目標や実施する事業内容を定めた計画案を定め、パブリックコメント等を通じて広く周知した上で地域公共交通計画を策定する予定をしています。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

4つの地域別に直接市民の声を聞く懇談会の開催は評価いたします。より幅広い層から切実な声を効率的に集め、抜本的な施策へつなげるためにも、市の公式LINEを活用したウェブアンケートなども、誰もが手軽に回答できる、そういった手法も取り入れるべきと考えますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、本市の交通を抜本的に変える可能性のある新たな交通手段について伺いいたします。

通勤・通学の利便性を高める路線バスの新設、そして免許返納後の高齢者の生活を支える公共ライドシェアやAIオンデマンド交通といった新たな移動手段を、本市の特性に合わせて柔軟に取り入れていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

また、こうした具体的な移動手段導入の検討をいつから進めていく予定か、そのスケジュール感をお伺いいたします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

今年度内に地域公共交通計画骨子案の原案を策定することを目標に、各種調査と分析結果を通じて、目標を達成するための施策の1つとして、地域の特性や実情に合った新たな移動手段についても計画骨子案を策定する段階から検討していく予定です。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

デマンド交通には、近隣の弥富市さんでも導入されているチョイソコ、それから先進地である長野県茅野市ののらざあなど、様々な先進事例があります。

本市においても、質の高い調査分析や実証実験を重ね、誰もが移動に困らないまちの実現に向け、路線バス等と連携した使い勝手のよい移動手段の構築をしっかりと進めていただくよう、よろしくお願いをいたします。

では次に、今、画面にもあります第3次愛西市総合計画には、総括質問でも述べた拠点間ネットワークというものが示されております。このちょっと黄色い点点点となっているところで、すね、愛西市をぐるっと1周するような形で、富吉駅から永和駅を通過して高速の下を左に曲がって道の駅のほうに行ってしまうような、ぐるっと1周するような、そういった図になっております。

今後、地域公共交通計画を作成する上で、この第3次総合計画に示された拠点間ネットワー

クの富吉・永和・H A S U パーク間の効率的な路線バス等の導入についても検討対象に、当然検討対象に含まれるものと考えますが、当局の認識をお伺いいたします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

地域公共交通計画を策定していく上で、行政運営の指針となる第3次愛西市総合計画や様々な関連計画の方針や施策を整理することとしているため、拠点間ネットワークなどの交通体系の構築などについても検討対象に含まれるものと考えています。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

今後、協議会で具体的に検討される拠点間ネットワークですが、第3次総合計画には、その拠点間を円滑に移動できる県道の確保をすることが明確に示されています。つまり、総合計画を着実に実現させるためには、近鉄富吉駅からH A S U パークを結ぶルート上にある踏切の渋滞解消は課題であると捉えております。

永和駅の西側、大井町にある佐屋踏切は非常に交通量が多く、2つの道路が踏切の手前で1つの車線に狭まる、そういった構造から、まさに瓶の首、ボトルネックのように車をせき止め、激しい渋滞を引き起こしております。

写真にもありますけれども、このように車が2つの車線が1つになっていくというような形であります。地図にすると、赤い線と青い線がちょうど踏切の手前で合流をしております。踏切内もこのように多くの方、北から南に向かう、南から北に向かう方でごった返しているような状況であります。これは、改札から踏切を通して北側に向かう方の列であります。車がぶつかりそうになったりというようなシーンも見受けられます。

この状況は、市民の移動を不便にするだけでなく、救急車両等の緊急車両の通行を妨げる防災上のリスク、さらには今後の駅周辺のまちづくりを進める上でも大きな課題になるのではないかと懸念をしております。移動手段の構築と円滑な移動のネットワークの確保は切り離して考えることはできないなというふうに思います。

そこで、この佐屋踏切の改良についてお伺いいたします。この現地は、国土交通省から自動車ボトルネック踏切に指定されており、早期の改良が必要とされております。また、県の都市計画道路にもなっております。

これほど改良の必要性が高く、市としても要望を続けていただいているにもかかわらず、なぜいまだに着手に至らないのでしょうか。市当局は、何が最大のネックになっていると分析されているのか、見解をお伺いいたします。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

現在、県は永和駅東側に位置する日光川右岸堤防に防災道路を整備することで当該踏切の渋滞緩和に寄与することと見込んでおり、防災道路の整備を優先的に進めております。

本市も日光川右岸堤防防災道路の整備を推進するための関連市町村で構成する同盟会において、県・国への要望活動を続けております。

踏切渋滞の改善については、防災道路の整備が一定程度進捗した段階において、改めてその実現可能性を検討していきます。以上です。

### ○ 1 番（石崎誠子君）

踏切改良ではなく、まずは迂回路をとということで、右岸堤防災道路の整備を優先し、その進捗を待って踏切改良を検討するとの答弁でありました。防災道路の早期実現を願う点では一致しておりますが、その完成を待っている間、市民の不安や不満が解消されるわけではありません。

そこでお伺いいたします。

この日光川右岸堤防災道路について、県が掲げている事業完了の目標年次はいつになるのでしょうか。本市が把握している具体的なスケジュールを明確に御答弁ください。

また、もし迂回路となる防災道路の J R 関西本線区間の開通までに相当な時間を要すると見込まれるのであれば、事業の進展を阻んでいる具体的なネックや要因は何だと分析されているのか、お伺いいたします。

### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

日光川右岸堤防災道路の整備につきましては、既に一部区間が供用開始されており、現在も愛知県により順次整備が進められておりますが、事業完了の時期は、現時点において県から具体的な年度は示されておられません。

また、J R 関西本線区間の進捗については、河川の堤防改修に伴う橋梁の架け替えを含む複雑な工事となるため、J R 東海との協議・調整に加え、事業費の確保にも時間を要していると県から伺っております。以上です。

### ○ 1 番（石崎誠子君）

J R 関西本線区間については、完成時期が見通せず、橋梁の架け替えや予算確保など事業のハードルの高さがうかがえます。供用開始までに相当の期間を要する可能性があるからこそ、高い渋滞解消のニーズに対して、市として今できる暫定的な対策を求めるべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

県が防災道路の整備を優先して進める中においても、本市が渋滞解消の必要性を感じて踏切改良の要望を重ねておられるのであれば、市独自で時間帯別の渋滞データや車両の流入経路、例えば駅の利用者なのか、広域の通過車両なのかを調査・分析し、客観的なデータを示してこそ、より説得力のある暫定的な渋滞対策を県に対して強く働きかけられると考えますが、いかがでしょうか。

また、この渋滞課題は本市にとどまらず、隣接する津島市や蟹江町のまちづくり、安全な移動にも直結する問題であります。市単独の要望にとどめることなく、近隣自治体と広域的に連携し、周辺地域の総意として県へ強力に働きかけるべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

近隣自治体との連携については、周辺自治体と共に日光川右岸堤防災道路の整備推進を図っていることと、各自自治体における状況や優先すべき政策の重要性が様々であること、また多く

の市外の方々が往来されておりますが、近隣自治体からの要望等がないことから、本市だけではなく全体の機運が高まることが広域的連携を働きかけるには必要であると考えます。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

周りの動きを待つというお答えは、日々渋滞に悩まされている市民の皆様の実感からすると、少し歯がゆいのではないのでしょうか。今まさに困っているのは、ほかでもない愛西市民であります。近隣の市町も、本市がリーダーシップを取って声を上げるのを待っているかもしれません。踏切改良や防災道路の双方が10年、20年と時間を要する状況が見込まれるのであれば、なおのこと、今すぐ着手できる現実的な一手が必要であります。

そこで、渋滞緩和の具体的な一石として、駅利用者の安全確保と動線の分散を比較的短期間で図ることができる永和駅への北側改札設置は最も重要な選択肢であると考えます。この課題を前に進めるためにも、かつての答弁にあった津島市や蟹江町との永和駅周辺整備に関する勉強会を早急に再開し、愛西市が中心となって広域的な協議を加速させていただきたいと考えますが、今後の取組について、市の見解をお伺いいたします。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

永和駅周辺整備については、平成20年度から21年度にかけ、隣接する津島市、蟹江町と勉強会を開催していた経緯がございます。

現在、永和駅の北側の改札口設置を含めた整備計画はございませんが、駅周辺の取り巻く環境の変化等を注視し、今後は津島市、蟹江町が参加いただければ、勉強会等により広域的な見地から共通した課題の共有に努めてまいります。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

3月議会の答弁と同じく、相手が参加すればという消極的なお答えでありました。しかし、市民の安全と利便性がかかっているこの問題に対し、今年度こそ、まずは一步踏み出した行動をぜひ起こしていただくよう強く要望いたします。

本市は、勝幡駅、藤浪駅、佐屋駅、富吉駅のまちづくりを進める方針ですが、言わばちょっと二軍グループのような位置づけで検討外とされてきたのがこの永和駅であります。駅周辺に市街化区域がゼロなのは永和駅だけであり、市街化区域の編入へのハードルが高いというまちづくりが進まない構造的な制約があることはもちろん理解をしております。

しかし、だからこそ、せめて駅の利便性を高めることや、踏切による渋滞を緩和するためのできる対策を、ぜひ市が積極的に進めていただきたいという地域の切実な思いがあります。

折しも、今月27日から中日ドラゴンズ二軍本拠地移転の公募が始まりました。実際どうなるかは分かりませんが、早い段階から津島市さんが名のりを上げるというような話も聞いております。もし実現した暁には、ぜひ津島市さんと緊密に協力して、永和駅周辺のまちづくりを官民一体となって力強く進めていただきたい。そして、万が一実現しなかった場合であっても、隣接自治体と連携し、本市独自の市民サービス、さらには安全対策として北口改札の設置を検討のステージに上げていただきますように、切に要望をいたします。移動に困らない安全・安

心かつ円滑な交通環境に向けて、行政が強いリーダーシップと気概を持って行動を起こしていただくことを切に願ひ、この項目の質問を終わります。

では次に、大項目 2. 地域防災力の向上の質問に入ります。

先ほどの御答弁では、自主防災組織への高い評価と期待が示されましたが、自主防災組織の要となる方々から、自主防災組織育成補助金の 50%削減については、金額の見直し自体は理解するけれども、唐突すぎる、もっと現場の要望を反映した制度にしてほしかったという戸惑いの声が多く寄せられております。今回の周知や制度設計はどうだったのか、現場のモチベーションを左右する具体的な状況について、2 点お伺いをいたします。

まず 1 点目です。自主防災組織育成補助金の削減に当たり、各自主防災組織に対し、どのようなスケジュールで周知・説明が行われ、地域の理解を得られたのか、そのプロセスをお伺いいたします。

2 点目です。補助金額の見直しに合わせて、補助対象となる資機材、物の内容自体を検討した事実はあるのか、お伺いいたします。

また、より地域の実態に即した使い勝手のよい制度とするために、自主防災組織からの意見聴取やヒアリングをどのように行ひ、反映させたのか、お伺いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、1 点目の質問について御答弁をさせていただきます。

自主防災組織育成補助金については、近隣市の状況、長年の補助活動に伴う各自主防災連合会等における資機材の整備状況から、持続可能な防災施策を維持・継続するため、総合的な観点から見直しを行いました。

なお、見直し後においても、本市の支援は近隣市と同水準を維持しております。

周知のプロセスといたしましては、本年 4 月に各自主防災会長及び総代に対し、制度変更の趣旨を記載した文書を送付しました。まずは書面による丁寧な周知に努めてまいりましたが、今後とも各組織からの御意見に耳を傾け、必要に応じて個別に丁寧な説明を行ってまいります。

次に、2 点目の質問についてです。今回の制度見直しでは、補助対象品目自体の見直しは行っておりません。本補助金の本来の目的は、単なる資機材等の整備にとどまらず、地域住民が主体となって円滑な避難や救助などを行う防災力の向上にあります。補助金の使途を過度に拡大することは、特定の物品購入に偏り、地域の皆様が本来重視すべき訓練の実施や組織体制の強化といったソフト面の取組を抑制してしまう懸念があります。

引き続き、窓口や電話による個別の相談体制を強化し、各地域の実績をきめ細かく把握することで、柔軟かつ効果的な支援に努めてまいります。以上です。

#### ○1 番（石崎誠子君）

4 月実施の削減をその当月に文書 1 枚で知らせることが、果たして丁寧な周知と言えるのでしょうか。既に地域が事業計画を立てた後での唐突な通知であり、大きな戸惑いを与えております。

議会での予算議決前の公表が難しいというルールは理解できます。しかし、決定事項でなく

とも、ふるさとづくり助成金と同様に見直しの方向性を事前に広く伝え、購入計画の前倒しや心の準備を促すことは十分に可能だったはずであります。

また、当事者の方々は、補助対象の過度な拡大ではなく、現場のニーズに合わせた使い勝手のよい見直しを求めています。窓口や電話を待つだけの受け身の姿勢では、現場の実情をきめ細かく把握することは困難ではないでしょうか。

さらに、市は今回の見直しで予算を縮小される一方で、マニュアルにおいては、地域が管理する備品を市の行政備蓄として位置づけられています。地域の財産を市の備蓄に含めるのであれば、その権利関係や運用のルールは明確に整理しておく必要があると考えます。

そこで、要綱やマニュアルとの整合性について2点お伺いいたします。

1つ目です。補助金で購入した資機材の所有権は、基本的には市ではなく自主防災組織であると考えますが、まずは本市の認識をお伺いいたします。

その上で、地域の資機材を平時から市の行政備蓄としてカウントすることについて、要綱の目的に掲げられている活動の活性化や目的外使用の禁止といった原則とどのように整合性を図られるのか、お尋ねいたします。

また、市のマニュアルにある地域の備蓄品を市のものとして活用するという定義と、今回の予算縮小に伴う地域側の負担増について、市としてどのように整理されているのか、見解をお伺いいたします。

2点目です。マニュアルのとおり、地域の備品を市が活用するのであれば、平時から地域との丁寧な合意形成を図るべきであります。災害時における資機材の相互利用に関する協定を締結し、明確な運用ルールを設ける考えはないのか、見解をお伺いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、1点目の質問について御答弁をさせていただきます。

自主防災組織が自主防災組織育成補助金を活用して取得した物品等の所有権については、当該物品購入に当たり、自主防災組織が契約主体であることから、自主防災組織に帰属すると認識をしております。

災害発生時には、公助による備蓄だけでなく、自助・共助を含めた地域全体の防災力を一体的に機能させることが不可欠であると考えております。そのため、本市の地域防災計画や各種マニュアルにおいて、地域に配備された資機材についても、災害時に活用可能な地域防災資源として整理をしております。

一方で、自主防災組織育成補助金を活用して購入した資機材は、あくまで自主防災会等の良好な運営と活動の活性化を目的としており、その所有権や日常的な管理は自主防災組織に帰属します。

本市が地域資機材を行政備蓄として整理しているのは、災害時に相互の連携を円滑にし、公助と共助を補完し合う体制を構築する趣旨であります。

また、当該補助金は、自主防災会等の良好な運営と活動の活発化を目的としており、自主防災以外の用途で購入する物品等を補助対象外とすることは、補助の目的や本市の行政備蓄に含



めた把握と何ら矛盾するものではないと考えております。

補助金の見直しに関しては、本市が管理する行政備蓄と地域で管理する地域備蓄の双方を役割分担に基づき適切に組み合わせる必要があり、行政備蓄の充足と地域資機材の整備状況を踏まえた総合的な判断です。平時の自主的な活動を尊重しつつ、災害という非常時においてのみ地域と本市が協力して活用するという相互補完の考え方に基づくものであり、一律の負担転嫁ではないと考えております。

続きまして、2つ目の質問についてです。災害発生時には、行政備蓄に加え、地域で整備・保有している資機材も含め、地域全体の防災資源を有効に活用することが不可欠です。各自主防災組織が保有する資機材等は、内容や数量、保管状況、運営体制などが異なっており、また災害時の対応についても、地域の実情に応じた柔軟な運用が必要であります。

本市が災害時において地域資機材を使用させていただく場合がありますとしているのは、災害時において地域と連携しながら防災資源として有効活用していく趣旨であり、本市が一律に管理・運用権限を持つという趣旨ではありません。

そのため、協定等による画一的な運用ではなく、日頃からの訓練や情報共有、自主防災組織との対話を通じて相互理解と連携体制を深めていくことが重要であると考えております。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。

要綱にある活動の活発化を本来の目的とするならば、地域の所有物を市の備蓄として数え入れることは、かえって運用の趣旨から外れてしまうのではないかと懸念いたします。

また、地域の十分な合意がないまま協力して活用するという方針を進めることは、市の一方的な進め方と受け取られかねないでしょうか。窓口での個別対応という受け身の姿勢では、相互理解と連携体制を深めることは極めて困難であり、現場の受け止め方とも大きなずれがあるのではないのでしょうか。

予算というお金の支援を半分にするのであれば、現場の疲弊を防ぐために、行政が人や仕組みでしっかりと伴走するべきであります。

そこで、今後の具体的な支援体制について2点お伺いいたします。

1点目です。市が推進する広域的な自主防災の連合会化は、有効な一方、地域の高齢化や担い手不足が進む現場には、事務負担や合意形成が大きな負担となります。予算削減の一方で、地域防災力を落とさないために、職員による積極的な伴走や防災専門アドバイザーの派遣など、現場を支える人的な支援体制をどう強化していくのか、お伺いいたします。

2点目です。行政と現場が密に連携し地域ごとの課題を解決するには、研修会等に加え、双方向で対話ができる場が必要と考えます。各地域の取組を共有し、現場の困り事や資機材の要望を直接行政に届けるため、また専門職員を交えた横のつながりをつくるためにも、新たに自主防災会連絡協議会を設置し、定期的を開催する考えはないか、お伺いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、1点目の質問について御答弁させていただきます。

自主防災組織の広域的な連携は、人材や資機材の共有、ノウハウの備蓄など、防災力の強化につながる有効なものであり、本市としても引き続き推進してまいります。

一方、地域によって人口規模や既存組織の状況などが異なることから、各地域の実情に応じた支援が必要であると認識しております。そのため、防災に関する専門的知見を有する職員や専門家による支援が有効であると考えております。

これまで本市では、愛知県のみずから守るプログラム、地域共同事業を積極的に活用し、9地区に専門家を派遣してきました。こうした取組は、地域の防災意識向上や避難行動計画の策定などに一定の成果があったと認識をしております。

今後も県事業等を積極的に活用しながら、専門家の派遣を含め、地域の実情に応じた支援の充実について検討してまいります。

続きまして、2点目の質問についてです。本市におきましては、地域との情報共有や意見交換は重要であると認識しており、各地域での研修会や防災訓練、個別相談等の機会を通じて、自主防災組織の皆様と連携を図りながら対応しているところであります。

自主防災会連絡協議会については、地域ごとに活動状況や課題が異なることから、市全体で一律の形式で協議会を設置することが必ずしも地域の課題解決や負担の軽減につながるとは限らないという懸念もあります。そのため、既存の枠組みを大切にし、これまで培ってきた地域との連携関係をより深めていくことがより適切であると考えております。

今後も各地域との情報共有に努め、自主防災組織がより発展できるよう対応してまいります。以上です。

#### ○1番（石崎誠子君）

実績として上げられた県の事業は一時的な支援にすぎず、市が自主防災組織に期待する役割、総括でも述べていただきましたけれども、その役割を果たすには継続的な人的支援が必要であります。

また、地域ごとに課題が違うからこそ、ほかの地域の工夫に学び、課題を共有する横のつながりが必要ではないでしょうか。ぜひ、今後の地域全体の防災力底上げをするための仕組みづくりを期待しております。

今回の補助金について、金額については理解を示す方も結構いらっしゃったんですけれども、地域では長期的な計画の下で備品の購入を進めていらっしゃる場所もあります。ですので、この地域の長期的な計画に大きな影響を与えるものであると思います。事前に丁寧な周知があれば財源の有効活用を議論できたはずであり、今後の進め方に大きな課題が残りました。信なくば立たずという言葉のとおり、地域の備蓄品を活用する場合があるのであれば、事前の丁寧な対話による信頼関係が不可欠であります。地域が安心して協力できるよう、明確な運用ルールや仕組みづくりを検討していただくことを強くお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（佐藤信男君）

1 番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時55分といたします。

午後 1 時42分 休憩

午後 1 時55分 再開

#### ○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位 5 番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

#### ○16番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、道の駅ふれあいの里H A S Uパークと指定ごみ袋について御質問させていただきます。

道の駅ふれあいの里H A S Uパークについてでございますが、道の駅は単なる休憩施設ではなく、地域の魅力発信、観光振興、地域経済活性化、防災拠点など、多面的な役割を担う重要な施設であります。近年では、地域ブランドの確立や交流人口の増加、さらには子育て世代や高齢者の交流の場としても期待をされております。

そのような中、本市においても、道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備・運営は、市民の皆様から大きな期待を寄せられております。市民からは、愛西市の知名度向上につながる、外から人が来るようになった、市のシンボリック施設になった、新鮮な野菜が買える、地元のレンコンが豊富、地元パンや総菜がよい、愛西らしさがある。子供連れの親子には、大型遊具、芝生広場、じゃぶじゃぶ池、インクルーシブ遊具などが整備され、家族で長時間過ごせる、子供も安心して遊ばせられるという評価があり、特にゴムチップ床、バリアフリーの配慮、授乳室、子供トイレなど評価が見られております。

一方では、どのような施設を目指しているのか、地域事業者との連携はどうなっているのか、将来的な集客や採算性はどうかといった声も多く聞かれております。

そこで質問をさせていただきます。

本年 4 月、道の駅ふれあいの里H A S Uパークがグランドオープンし、多くの来訪者でにぎわっております。オープン後には、来場者増加に伴い、駐車場等の混雑や周辺道路の渋滞、安全対策などについて、市民や利用者から様々な声も寄せられております。特に休日やイベント開催時には、駐車場待ちによる車列が発生し、周辺交通への影響や歩行者の安全確保について課題が見受けられていますが、まずはH A S Uパークの本施設のコンセプトや特徴について、市としてどのような方向性を持って進めているのか、お伺いをします。

次に、地域農産物や地元事業者との連携について、今後どのように進めていくお考えがあるのか、お尋ねします。

また、観光誘客のみならず、市民の日常利用や防災拠点としての機能についてどのように位置づけているのか、お尋ねいたします。

道の駅ふれあいの里H A S Uパークは、リニューアル後、市内外から多くの来訪者が訪れる施設となり、地域活性化や観光振興に大きく寄与しており、一方で休日やイベント開催時には周辺道路において交通渋滞が発生し、地域住民の日常生活や営農活動にも影響が出ていると声が寄せられています。

特に立田地域においては、以前から広域営農団地農道整備事業として道路整備があったと認識しております。この農道整備は、営農効率の向上のみならず、地域交通の分散機能や災害時の代替道路としても重要な役割が期待されているものと考えます。しかしながら、結果としてH A S Uパーク周辺へ交通が集中し、渋滞緩和が十分図られていない状況にあるのではないのでしょうか。

そこで、交通・周辺環境についてお尋ねさせていただきます。

休日の交通混雑や駐車場不足について、市として現状をどう把握し、今後どう対応するか。

次に、道路整備について伺います。

広域営農団地農道整備事業立田地域のこれまでの整備計画を教えてください。道の駅は、造ることが目的ではなく、地域に愛され、持続的に人が集まる場所にしていくことが重要であります。愛西市ならではの魅力を最大限発信し、市民にとって誇れる施設となるよう期待し、質問いたします。

次に、指定ごみ袋の品薄・不足の対応についてお尋ねいたします。

近年、世界情勢の不安定化により、エネルギー価格や原材料価格の高騰が市民生活へ大きな影響を及ぼしております。特に、2026年4月以降、中東情勢の緊迫化に伴う石油化学原料ナフサの供給不足が報道されたことを契機に、全国各地で指定ごみ袋の品薄・不足が発生しております。一部報道によれば、供給量そのものは例年並みに確保している自治体も多いものの、原料不足への不安から県内で市民による買いだめが発生し、結果として店頭在庫が急激に減少する状況となっております。指定ごみ袋は、市民生活を維持する上で欠かすことのできない生活必需品であり、不足が続けば家庭ごみ排出への支障だけでなく、市民不安の拡大にもつながりかねません。

そこで、以下についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目として、本市における指定ごみ袋の現在の供給状況及び在庫状況について、市はどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

2点目として、今回のような原材料供給不安や買いだめによる流通混乱に対し、市としてどのような危機管理体制を構築しているのか、お尋ねいたします。

以上、総括質問として御答弁をお願いします。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

私からは、大項目1．道の駅ふれあいの里H A S Uパークについて御答弁をさせていただきます。

まず、この施設のコンセプトや特徴について、どのような方向性を持って進めているのかについてです。

道の駅ふれあいの里H A S Uパークは、地域の特性を生かした観光拠点として整備をいたしました。コンセプト及び特徴については、本事業の目的である既存の道の駅及びその周辺に整備する都市公園の一体的な相互利用を図るとともに、市外への知名度向上や来訪者等の増加を目指しております。方向性につきましては、地域振興の活性化や観光サービスの交流を図る拠点として、1年を通してにぎわいのある集客力の高い観光拠点の運営を実施します。

次に、地域農産物や地元事業者との連携はどのように進めるかについてですが、主に産直広場を通じて、地元農産物の販路拡大と地域事業者の活性化につなげてまいります。特に、本市の特産であるレンコンをはじめとする農産物の魅力発信、指定管理者による地元農産物の自社商品開発等、地域産業の活性化を目指します。

次に、観光誘客のみならず、市民の日常利用や防災拠点としての機能をどのように位置づけるのかについてです。

市民の日常利用については、道の駅周辺は第3次愛西市総合計画における土地利用計画では観光拠点として位置づけられており、市外から訪れる皆様の交流の場としていくと同時に、地元の皆様、市民の皆様の交流の場として幅広く活用していただきたいと思っております。市内外の子育て世代をはじめとする幅広い世代の皆様が、季節や天候に関わらず、1年を通して本市の魅力を見て、触れて、感じていただき、一日中楽しめる公園運営を展開していきます。これにより関係人口の創出・拡大を図り、地域の活性につなげてまいります。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、道の駅ふれあいの里H A S Uパークの防災拠点としての機能の位置づけについて御答弁させていただきます。

災害が発生した際には、救援活動の地域防災拠点として、愛西市地域防災計画で位置づけております。

引き続き、国・県などと連携し、その機能強化に努めてまいります。以上です。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

続きまして、道の駅H A S Uパークについて、交通周辺環境について、休日の交通混雑や駐車場不足について、市として現状をどう把握し、今後どう対応するのかについて御答弁をさせていただきます。

グランドオープン以降、想定以上の来場者があり、周辺道路の渋滞が発生していることは把握しております。即時の対応として、渋滞発生予告看板等を周辺道路に設置し、さらには週末やイベント時に臨時駐車場を増設しております。

なお、臨時駐車場についての動線案内等は、インスタグラム等のSNSやホームページでも週末の前日及び当日にもタイムリーに発信し周知を図っており、リピーターとなる来場者の方々には、H A S Uパーク周辺における駐車場事情等の理解を深めるよう努めております。

今後、所管警察署をはじめとする関係各所とも連絡を密にし、適切に対応してまいります。

続きまして、広域営農団地農道整備事業立田地域の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

本事業は、愛知県を事業主体として平成4年12月に整備計画が策定され、平成5年度以降、計画に基づき事業が進められ、令和7年度に全ての整備を終え、全線開通に至りました。

立田地域における整備計画につきましては、当初、早尾町地内の県道津島・海津線との交差点から南進し、戸倉町を通過する計画になっておりましたが、近接する市道2号線と並行するため、道路機能が重複することから計画の見直しが行われ、現在の整備内容で完了しております。以上です。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

私からは、本市の指定ごみ袋について、本市におけるごみ袋の供給・在庫状況などについて、まずお答えをいたします。

本市では、愛西市商工会を通じ、販売店にて指定ごみ袋、粗大ごみシールを提供し、市民に御利用をいただいております。

現在のところ、販売店の需要に対して必要量を満たしている状況でございます。令和8年4月末時点で本市が保有している在庫状況は、販売実績から見ますと、年間の需要量の月割りのおおむね3から4か月分でございます。

続きまして、本市としての危機管理体制についてお答えをいたします。

本市では、指定ごみ袋の安定的な調達を図るため、海部地区環境事務組合の構成団体と共同して入札発注事務を行っております。

令和8年度におきましても、予定調達量を基に受注事業者と単価契約を交わす際、年間発注予定量に応じた原材料が担保されていることをあらかじめ確認しており、現時点で指定ごみ袋の生産・供給体制に不足は生じないものと考えております。

本市が保有する在庫は、不測の事態におけるセーフティーネットとしての役割を担うものでございます。また、海部地区環境事務組合の構成団体と共同し、受注事業者との間で、令和8年度の発注予定量に応じた原材料が確実に担保されていることを定期的に確認するなど、体制を強化しております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、お話がございましたHASUパークにつきまして、想定以上の来場者があり、周辺道路の渋滞が発生していることは市のほうも把握をしておるということで、うれしい悲鳴だと思います。

また、今の広域営農団地農道整備事業につきましては、平成4年12月に計画があり、昨年度をもって完成されたということでございます。

また、ごみ袋については、現在、指定ごみ袋の生産・供給体制は不足を生じないものと考えておるという御回答がございました。

それで、中東情勢につきまして、今後どのようなことになるかというのは、やはり他国の関係でございますので、その関係で今年度はごみ袋については問題がないということでございますが、何せ世界の状況がどのようなことになるかということで、今、愛西市の人たちから大きく意見を聞い

ておるのは、やはり報道で、どこの自治体もごみ袋が不足しておることと、あと不足に至って普通のビニール袋で出していただいてもいいよという報道がございます。私もオイルショックを経験しておるんですが、やはりそういう報道により買いだめをどうしてもしちゃうという関係が出てきます。

今回の事例は、指定ごみ袋に限らず、災害や、先ほど言いました国際情勢の影響により生活必需品の流通が不安定化するリスクを示すものと考えております。

県内では、指定ごみ袋の品薄によって、先ほど言いましたように、実際の供給不足というよりも、将来不足するかもしれないという不安心理がいろいろな報道によって市民の買いだめ行動につながり、結果として店頭在庫が不足するという状況になっている点が非常に重要であると考えております。その意味では、単なる物資管理だけでなく、行政による情報発信の在り方が極めて重要になると思います。

そこで、再質問させていただきます。

現在、市として、指定ごみ袋を安定して供給できるとのことですが、市民に対して必要以上の買いだめを控えていただきたいというメッセージを、どのようなタイミングで、どのような媒体を使って発信していく考えがあるか、お尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

メッセージなどの情報発信に当たっては、市公式ホームページやスマートフォン用の本市のごみ分別促進アプリさんあ〜るなどの媒体を活用し、情報が必要なときに適切なタイミングでお届けしてまいります。

さらに、事態の推移を注視しながら、必要に応じて市公式SNS、広報紙への掲載や、インターネットを利用されない市民へも情報が行き届くよう、販売店の店頭における啓発チラシの掲示などを行い、多様な媒体を用いた周知に努めていく考えでございます。

実際の本市の対応といたしましては、去る5月14日の新聞報道におきまして、他市での指定ごみ袋不足による市販品代用に関する記事が掲載された際、流通混乱を未然に防止するため、即日、市公式ホームページ及び市のごみ分別促進アプリなどを活用し、本市のごみ袋は不足をしておりませんので、過度な購入を控えていただくよう市民へ迅速にメッセージを発信したところでございます。

また、販売枚数の多い店舗へ職員が直接伺い、本市の在庫の確保状況と過度な購入の必要がない旨などを説明するとともに、店頭への表示協力をお願いしてまいりました。

さらに、商工会と共に全ての販売店へ同様の趣旨について郵送するなど、流通安定への事前措置を速やかに講じているところでございます。

今後におきましても、商工会や販売店との在庫状況の共有を基に、市民の不安を解消する確かな情報を最適なタイミングで様々な媒体を用いて発信し、流通の安定維持に努めてまいります。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

安心される御家庭が多いと思いますが、ただ、やはり愛西市、4割ほど高齢者がお見えになります。独り暮らしの方も見えます。何せいつでも我々の世代はテレビの時代で生活をしました。今の若い子はインターネット、そういうのでニュースで見られるわけですが、やはり報道でゴミ袋が不足しているというような報道があると心配で、やっぱり僕のほうにも御相談があります。大丈夫だよと言っても、やはり、ではなくなったらどうなるのと、では、どこかの市みたいに、普通のごみ袋ではなくて、ビニールの袋に入れて持っていつてもらえるのかなと、やっぱりいろいろなことの御相談がございます。

先ほど御答弁ありましたように、市として商工会や販売店、情報共有、共有状況の確認を行い、必要であればホームページなどでメッセージを伝えるとのことでしたが、やはり特に高齢者世帯などでは、今買わなければ手に入らなくなるという不安が大きくなりやすいと考えます。市民不安をあおる観点から、単に不足していないという説明だけではなく、安心して購入できる環境づくりが重要であると考えます。

最後に、今回の事例を一過性のものとして終わらせるものではなく、国際情勢や災害による物流混乱を想定した生活必需品の安定供給という視点を、今後、危機管理計画へ反映していただくことをお願い申し上げまして、このゴミ袋については質問を終わらせていただきます。

次に、道の駅H A S Uパークのことについて、現状確認についてお尋ねさせていただきます。

今回の道の駅のグランドオープン後、愛西市として、現在の来場者数、売上げ、交流人口増加をどのように評価しているか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

グランドオープン以降、5月10日までの全体来場者数は、レジ通過者数及び駐車台数から換算しますと18万5,000人を超えており、平日では1日平均約3,500人、土日祝日では1日平均約7,000人が来場していただいております。現在においても来場者数は高い推移を継続しております。

本年4月のグランドオープン以降における産直広場の1日当たりの利用者数については、令和6年度の1日当たりと比較した場合、約2.6倍、令和7年度については約2.1倍、産直広場の1日当たりの売上げについても、令和6年度の1日当たりと比較した場合、約3.6倍、令和7年度については約2.1倍と大変多くの方に御来場いただいております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

実際お話を聞いて、土・日平均1日7,000人、皆さん想像してください。道の駅に7,000人お見えになったらどういう状況になるか。やはり交通渋滞、やはり駐車場が狭いと、そういった中で、私も4月に選挙がありまして、いろいろお聞きしましたら、住民の方からなぜ友達が、可児市、また三重県の伊勢市、友人が、別々の方ですが、そちらの方はここへ来るんだと、やはり報道で、すぐくれんこんソフトが食べたいとか、いろいろそういうことを聞いてお見えになる。言われたのは、愛西市民の方が入れる日にちをつくってもらえないかと。やはり土・日に子供を連れて行こうとしても、やはり相当その場所には行けないということと、あと他市町では、こういうような施設を市のほう、町のほう、村のほうで造ってもらえないかという声



も聞いております。

次に、やはり愛西市は7割、8割が農地でございますので、地域の農業と連携についてちょっとお尋ねします。

レンコンをはじめとする地元農産物の販路拡大について、出荷農家数や売上向上などを具体的に成果を出ているのか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

産直広場のリニューアル前の令和6年度末の産直広場の農産物及び加工品の会員数は約150人でしたが、令和8年5月現在の登録生産者数は約250人と増加しております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

レンコンの関係、また農家数も増えておるというお話でございました。やはりこのHASUパーク、今のところ想像を絶する人気ということで、これからも維持を期待しております。

次に、最後に今後の地域活性化に向けた整備方針について、HASUパークを今後さらなる地域活性化の拠点として発展させるため、駐車場整備や立田地域の広域農道が計画の見直しが行われ完了していることから、周辺インフラ整備をどのように進めていくか、最後に市長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

道の駅につきましては、多くの事業費の中、国・県の補助金や合併特例債を活用し、市の負担はできる限り少なくして整備をさせていただきました。まだオープンをして数か月しかたっておりませんので、この時期で評価がどうということはなかなか申し上げることはできませんけれども、オープンといたしましては、多くの方々にお越しいただいているということで、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

農家の皆様方や関係の皆様方の今後の発展の寄与をすれば、我々としてはありがたいというふうに思いますし、市民並びに市外の方々にも今後ともお越しいただきたいというふうに思っております。

そして、我々行政といたしましては、現状に満足することなく、指定管理をはじめ関係機関の方々と様々な面で情報交換をしながら、よりよい道の駅となるよう努力を進めていきたいというふうに思っております。

そして、インフラ整備や駐車場につきましても、部長からも答弁させていただきましたが、来場者の多い週末等には臨時駐車場を増設させていただき、利用者の皆様方の利便性確保に努めているところでございます。

今後もこの体制を基本としながら、来場者数の推移を注視し、柔軟に対応していきたいというふうに思います。

また、道路等のインフラについてでございますけれども、議員から御指摘がありました広域営農団地農道整備事業につきましては、事業完了しているということでございます。この事業はもう20年以上前に計画をされ、そして様々な経緯を踏まえて完了したというふうに認識をし

ております。当時の計画におきましては、市道２号線と並行する道路が必要なのかという御意見等があり、現道になるような計画に変更されたというふうに私どもは認識をしております。

しかしながら、今考えてみますと、では並行する道路がなかったことによるメリット・デメリット、もしもこの隣接する市道２号線と並行する道路が、インフラができていたと仮定した場合、今現状はどうなっていたかということを考えますと、我々行政といたしましては、やはり将来を見据えたインフラ整備もしていかなければならなかったのではないかとこのように思います。

やはり道路ができれば、今で言いますと、災害時のときに一方が通れなくなった場合、もう一方が生きていればそこを活用することができる。また、道路ができれば、そこに様々な施策が対応できるということでございますし、やはり今回の広域営農団地農道整備事業につきましては、国や県から多額の補助がいただけて、市の負担が非常に低かった事業でございますので、やはりこういった事業を有効に活用することが必要だというふうに思います。

しかしながら、地権者の方々や住民の皆様方、そして議員の皆様方の御理解がなければこういった事業は進んでいかないということでございます。ですので、我々、今後といたしましても、こういった有利な事業につきましては、しっかりと議論を深めて、やるべきものについては批判を受けながらもやらなければならないというふうに考えております。

今後とも、議員の皆様方、そして関係者の皆様方としっかりと連携をしながら事業を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○１６番（山岡幹雄君）

市長、御答弁ありがとうございます。

私も今回、このHASUパークにつきましては、想像を絶する想定以上の来場者があるということで、私も４月５日に伺ったら、あるプラスチック加工業者があつて、そこから警備の方が、もうここから行けませんよと、ある県道の交差点、カニの店があるんですが、そこから５００メートルぐらいのところからもう渋滞しておつて、これは到底無理だともうＵターンして帰ってきましたが、実際ふと思ったのは、広域農道、これは森川町まで整備され、また八開地区の介護施設から南進するところで、一応工事はストップしております。今後、葛木のほうから県道も整備され、またいろいろなことで、我々もどこかへ行くときには抜け道があるかな、また今の道路のナビで行くとすぐ教えてくれるんですが、やはり交通の道路の整備がまだ未整備が愛西市は多いなということで、実際これからこのHASUパークを発展させるということにつきましては、東海北陸道の整備も将来ございますし、いろいろな観点からやっぱり道路の整備がぜひとも必要だと思います。

その関係で、HASUパークが愛西市の魅力発信拠点として市民からも高い期待が寄せられております。特に、先ほど地元農産物が農家も増え、販売、子育て世代が利用しやすい公園整備、花はすを生かす景観形成などについても多くの好意的な声があります。だからこそ、今後は交通渋滞対策や周辺道路整備を進め、地域住民と来訪者双方にとってよりよい施設としていく考えがあると考えます。

H A S Uパークの成功は市にとって大きな財産です。しかし、その成功を地域の住民の負担の上に成り立たせてはならないと考えます。今必要なのは様子を見るのではなく、将来を見据えた道路ネットワーク整備、具体的な行動です。ぜひ実効性のある対応を強く求め、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤信男君）

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時45分といたします。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位 6 番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○18番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目、切れ目のない子育て支援について、本市の課題である人口減少をいかに止めるか、子育て支援は最重要の投資であるとの観点から、特に切れ目のないというワードを大切に、質問をさせていただきます。

私は、4月に行われた愛西市議会議員選挙の中でも、切れ目のない子育て支援を訴えました。単に若者世代、現役世代だけでなく、高齢者の方から見ても、家族やお孫さんたちが困っていれば、支援の必要性を感じるはずです。その点からも全世代で考える問題です。

少子高齢化・人口減少の社会にあって、増加にある高齢者世帯が大きな塊となり、それを支える若者・現役世帯が減少し、支え切れなくなりつつある社会情勢です。子供・若者世代が社会に出ても、どこかで誰かが見守れる体制が切れ目のないにつながるはずです。

そこで、本市に設置されたこども家庭センターです。妊娠期から子育て期まで一貫した支援を提供する市の中核的な相談支援拠点です。母子保健と児童福祉を一体化し、全ての家庭を切れ目なく支えることを目的としていると理解しています。

さらに、愛西市発達支援センターの存在です。こども家庭センターの設置の目的の中に、地域の支援資源をつなぐ調整機能の強化があります。保育所、学校、医療機関、児童相談所、地域子育て支援拠点などと連携し、必要な支援につなぐソーシャルワーク（誰もが自分らしく幸せに暮らせる社会）の中核として機能しています。また、地域の課題を把握し、不足する支援資源の開拓を担い手の確保に取り組むのも目的です。この役目の一翼を担うのが発達支援センターと考えます。

そして、重層的支援では、さらに間口を大きく、高齢・障害・子供・生活困窮といった分野別の縦割りを超えて、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制をつくることを目的としています。こうした事業の目的と役割をつなげ、切れ目のない子育て支援が成り立っていくものと信じます。

そこで、小項目の1点目、本市のこども家庭センターの設置までの経緯、その時点での課題や求められた目的を伺い、またこども家庭センター運営協議会があります。構成員、協議会の目的と過去の開催日、主な内容をお伺いします。

次に、小項目の2点目です。

本市のこども家庭センターは、2024年度（令和6年度）から本格的に整備が進められている相談支援機関という認識ですが、主な業務について伺うのと、市内の妊産婦、子育て世帯、18歳までの子供とその家庭を支援するため、保健師、子ども家庭支援員など本市の体制を具体的な人数でお伺いします。

小項目の3点目です。

愛西市発達支援センター、愛称わかばは、2022年（令和4年）7月1日に開設されました。乳幼児健診からわかばでの療育、そして就学後の学校生活へと、ライフステージの節目で支援が途切れないための連携強化が課題です。特に、就学を見据えた学校教育課や関係機関との情報共有の円滑化が上げられています。早期発見から一貫した支援体制の整備に対して、どのような取組をしていくのかお伺いします。

小項目4点目、本市では、複雑化・複合化した課題に対応するため、1年間の移行準備期間を経て、2025年度（令和7年度）から愛西市重層的支援体制整備事業が本格的にスタートしました。

事業の目的として、高齢・障害・子供・困窮といった分野の枠を超え、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施することを目指しています。

重層的支援体制整備事業の中では、切れ目のない子育て支援は、従来の分野別の枠組みを超え、世帯全体の課題を丸ごと受け止める包括的な支援を指すとしします。その中に、発達支援センターという施設もあれば、こども家庭センターという機能もあると考えます。子育てには切れ目がないかお伺いします。

以上、総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○健康子ども部長（猪飼政和君）

初めに小項目1点目、本市のこども家庭センターの設置までの経緯、その時点での課題や求められた目的、またこども家庭センター運営協議会の構成員、協議会の目的と過去の開催日、主な内容についてお答えします。

本市では、児童福祉法の改正を受け、全ての妊産婦、子育て世帯へ切れ目のない支援を提供するため、令和6年4月愛西市こども家庭センター、通称あいさいっ子相談室を設置いたしました。

本センターは、母子保健と児童福祉機能を一体化させ、虐待の予防から早期発見、早期対応まで包括的な相談支援体制を強化することを目的としております。こども家庭センターが設置されるまでは、母子保健と児童福祉の部門が別組織であったことや、物理的な距離といった制約から、情報共有や支援方針の確認に課題が生じておりましたが、こども家庭センターの設置と統括支援員の配置により、組織の垣根を越えた連携が実現し、現在は迅速かつ円滑な支援体

制が構築できております。

次に、こども家庭センター運営協議会では、妊娠期からの支援システムや関係機関との連携を強化するため、学識経験者、医療・教育・福祉の専門家、主任児童員等で構成し、年2回開催しております。本市の子育ての現状と課題を共有した上で、虐待予防の取組やサポートプランについて、各委員から専門的な知見に基づいた御意見をいただいております、今後もこの協議会を通じて関係機関との連携を深め、より実効性の高い支援体制の充実に努めてまいります。

次に、小項目2点目、こども家庭センターの主な業務とその体制についてお答えします。

こども家庭センターでは、母子保健機能として、主に妊婦から乳幼児期、児童福祉機能では学齢期の相談を担っており、成長段階に応じた切れ目のない支援を行っています。また、児童福祉機能として、学校、保育園、認定こども園、発達支援センター等の関係機関と密接に連携し、必要に応じてケース検討会を実施するなど、地域全体で子育て世帯を支える体制の強化に取り組んでいます。

妊産婦から18歳までの子供とその家庭を包括的に支えるため、健康こども部長をセンター長とし、保健師や子ども家庭支援員等による専門的な体制を整え、母子保健機能を担う健康推進課に専任保健師2人をはじめ計5人、児童福祉機能を担う子育て支援課に、専任の統括支援員及び虐待対応専門員、子ども家庭支援員ら計8人を配置し、合計13人体制で運営しています。

私からは以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは小項目3点目、発達支援センターの一貫した支援体制の整備に対してを答弁させていただきます。

乳幼児健診等で専門的な支援の必要性が認められたお子さんは、発達支援センターをはじめ、地域の児童発達支援事業所が行う療育を利用されます。その後、関係機関と連携しながら、就学という大切な節目へとつなげていく仕組みとなっております。

就学への移行支援として、就学相談の早期案内や学校見学への同行、加えて昨年度は就学前に学校の仕組みを知っていただく就学前ミーティングを開催いたしました。また、就学後の支援として、保護者からの意向により、訪問支援員が学校へ赴き、個別の支援や教員・保育士への助言を行う保育所等訪問支援を行っています。加えて、個別の支援が必要な子供の情報を保護者が就学先へ伝える手段としてサポートブック、あい・ブックの活用促進を図り、円滑な連携に努めています。

続きまして小項目4点目、重層的支援体制整備についてでございます。

重層的支援体制整備事業では、従来の分野ごとの枠組みを超え、世帯全体の課題を包括的に受け止める支援体制の構築を進めております。関係者が集まって重層的支援会議等を行っており、その関係下に発達支援センター、子育て支援課やこども家庭センターの担当も参加しています。

子育て世帯にとっては、子供の発達及び健康、保護者の養育環境等、様々な課題や不安があり、必要に応じた支援につなげ、成人した後も含めた継続的・包括的な支援を行っていきます。

以上です。

**○ 18 番（竹村仁司君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

今、一括質問の小項目の答弁の中で、関係機関と密接に、必要に応じてケース検討会を実施するなど、地域全体で子育て世帯を支える体制の強化に取り組んでいるとありました。本当に地域と家庭が子供たちに与える影響は大きいと。また、専門のそうした職員の方が配置ということを感じました。

こども家庭センターの必要性として、時代背景とともに変化してきた核家族の進行、地域のつながりの希薄化など、地域全体で取り組む課題が複雑化しています。ますますこども家庭センターの必要性が問われます。国の制度改革に沿って支援体制の再構築を進めることは必然です。センターでの相談対応、情報提供、家庭訪問、実情把握など、それぞれの状況をお伺いします。

**○健康子ども部長（猪飼政和君）**

令和7年度の相談件数は、実人数162人、延べ852件の相談に対応いたしました。また、こども家庭センターでは、児童相談所や関係機関からの心配なケースとしての情報提供や相談もあり、これらの対応を加えると年間1,074件の対応実績となります。

対応形態といたしましては、相談窓口や電話相談、あいさいっ子相談室に加え、家庭訪問も積極的に活用し、現場の状況把握に努めております。

相談内容は、要虐待相談が中心であり、次いで発達障害、不登校、育児、しつけといった多岐にわたる相談に対応しています。

これら複雑化する家庭環境に対し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援に向けた体制の強化に取り組んでまいります。以上でございます。

**○ 18 番（竹村仁司君）**

令和7年度の相談件数が延べ852件、月に換算すると71件、なかなかできる数字ではないのではと。また、それだけの方が悩みを抱えていたわけです。関係機関からの相談も含むと1,074件ですから、いかに多くの方に寄り添ってきたかが分かります。

設置の目的の一つとして、児童福祉と母子保健の専門性の統合が上げられますが、例えば虐待リスクのある家庭、また育児不安の強い家庭など、支援が必要な家庭を早期に把握するということがあります。具体的にどのような手順を追って早期に把握していくのかお伺いします。

**○健康子ども部長（猪飼政和君）**

妊娠届出時に妊婦全員と保健師が面接を行い、アンケートを基に経済的不安、精神的不安、支援者不足などの出産後に養育困難が予想されるリスクの把握を行っています。また、妊娠届出時及び転入時に妊婦のスクリーニングを実施しており、ハイリスクや支援が必要と考えられる事例については、こども家庭センターの母子保健機能保健師と児童福祉機能の保健師が毎月妊娠期における支援方針会議を開催しています。出産後は、乳児家庭全戸訪問事業により、実

際の養育環境や母子の状況を目視で確認しています。

また、乳幼児健康診査の未受診家庭については、潜在的リスクも視野に入れ、速やかな家庭訪問や保育所等関係機関からの情報把握に努めています。加えて、幼稚園、保育園、こども園、小学校に対しては、子供の虐待の兆候やサインを発見した際にこども家庭センターへ連絡することを周知しています。ありがとうございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

妊娠届出時に妊婦さん全員と保健師が面接をし、アンケートを通じリスクの把握、さらに出産後は育児家庭全戸訪問事業による母子の状況を目視での確認と、加えて幼稚園、保育所、こども園、小・中学校に対してもこども家庭センターの支援は届きます。切れ目がないと言えます。

支援のプランを作成することにより、継続的に目標達成が目指せるわけです。支援が必要な家庭に対し、課題を整理し、必要な支援内容を明確化したプランを作成することで、支援の方向性を共有し、継続的な支援につなげることが可能になります。

そこで、具体例としてどのようなプランを作成していくのかお伺いします。

#### ○健康子ども部長（猪飼政和君）

支援に当たり、保護者が直面している困難や孤立感をサポートプランを通じて見える化することが不可欠です。

サポートプランの策定では、まず保護者や本人との面会を通じ、抱えている困難やニーズを把握し、市の社会資源や関係機関との連携体制を十分に活用し、解決策を検討します。本人の取組と行政側の支援内容を具体的に共有・明確化するプロセスを経て、個々の家庭に寄り添った実効性の高いプランを作成します。

このように、対象者の意向を尊重しながら、解決すべき課題を明確化し、段階的な支援メニューをプランに盛り込みます。この見える化された目標を保護者と共有することで、信頼関係を再構築し、一時的な介入に終わらない継続的な切れ目のない支援の体制を確立してまいります。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

今答弁にありました、見える化された目標を保護者と共有することで信頼関係を再構築し、一時的な介入に終わらないというのが切れ目をつくらないことにつながると。

本市のこども家庭センターの体制は、乳幼児健診からわかばでの療育、そして就学後の学校生活へと、ライフステージの節目で支援が途切れないための連携強化が目的です。特に、就学後を見据えた学校教育課や関係機関との情報共有の円滑化が上げられますが、それぞれどのような体制の下、支援が行われているのかお伺いします。

#### ○健康子ども部長（猪飼政和君）

本市では、乳幼児健康診査や相談事業で、発達に不安や課題の見られるお子さんに対して、保健師が経過観察や相談・指導を行うなど、早期に支援しています。また、就園後は各保育園・幼稚園と連携し支援を行っております。お子さんの状況に応じて専門的療育の利用や、発

達支援センターでの言語聴覚士や作業療法士による専門的な相談へつなぐなどの対応をしています。小学校就学後を見据え、必要に応じ教育委員会が実施する就学相談とも連携し、保護者の意向に寄り添いながら最適な学びの場へとつなげています。

さらに、こども家庭センターでは、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校連絡会を年に1回実施し、小学校と幼稚園、保育園、認定こども園が就学児について情報交換を行っており、各機関と連携しながら切れ目ない支援に向けた体制を整えています。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

今、お話にあった保健師の経過観察や相談事業に併せて、専門的療育の利用や発達支援センターでの言語聴覚士や作業療法士による専門的な相談へつなぐなどの対応が、従来のように相談内容によって窓口が分かれることで生じる、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、たらい回しを防ぐことができると考えます。

そこで柱となるのが、福祉の相談窓口による対応ではないかと考えます。福祉の相談窓口は、年齢や障害の有無に問わず相談可能です。どこにあるのか、どのような内容の相談があるのか、具体例をお伺いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

福祉の相談窓口は、愛西市役所本庁舎北側に設置しており、福祉の相談窓口には権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援事業所、障害者相談支援と生活支援コーディネーター、重層的支援体制整備事業があり、子育て世帯から高齢者世帯までの多世代への相談の対応をしています。

具体的には、ひきこもり状態にある子供を抱える8050への問題への対応のほか、精神疾患を抱える家計相談、年金だけでは生活が苦しい高齢者の就労相談などがあります。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

この福祉の相談窓口は、子育てから高齢者まで全世帯対応です。大変な窓口対応ではあると考えますが、ぜひ期待をしております。

発達支援センターでは、子供の発達に対する保護者の不安や孤立を解消するための支援も重要な役割です。家族の理解を深めるため、センターによるプログラムの充実や保護者同士の交流の場の提供などが求められます。現在どのような内容で行われているのか、具体例をお伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

保護者の個別の悩みに寄り添うため、職員による発達サポート相談を行っております。加えて、昨年度からは心理士による発達相談を開始いたしました。さらに、今年度はより専門的な支援の幅を広げるため、言語聴覚士や作業療法士による専門相談を新たに企画し、保護者の多様な不安に多角的に応じられる体制を整えています。

また、保護者同士が悩みや情報を共有し合える交流の場を毎月提供しております。そこでは、就学や進学に関する具体的な情報交換をはじめ、日常生活での関わり方の工夫についてお互いにアイデアを出し合うなど、同じ悩みを持つ保護者のよい交流の場となっています。以上です。



### ○ 18 番（竹村仁司君）

今お話がありました心理士による発達相談の開始、さらに今年度は言語聴覚士や作業療法士による専門相談も新たに企画していくとの答弁でした。

質の高いサービスを提供するためには、専門知識を持つスタッフの確保が不可欠です。愛知県全体でも課題となっていますが、専門職や相談支援専門員の確保及び現場職員のスキルアップを図るための継続的な研修体制の維持が上げられます。現状と課題、今後の計画をお伺いします。

### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

発達支援センターには、療育や相談を行う保育士及び児童指導員14人、発達相談を担当する心理士2人、さらに業務委託により福祉サービスの相談や支援利用計画を担う相談支援専門員7人の23人の職員が在籍しております。また、言葉に関する支援を行う言語聴覚士や日常動作に関する支援を行う作業療法士を定期的にセンターへ招き、支援への助言や研修をお願いしています。

職員確保につきましては、求人を行ってもすぐに人材を確保することが困難な状況であり、人材の安定的な確保は大きな課題であると認識しています。こうした中、現在在職している職員が継続的に勤務できる環境づくりに心がけています。

職員のスキルアップの具体的な取組として、青い鳥医療療育センターから施設支援を継続して受けているほか、発達障害の特性・理解や支援方法を習得する研修を受講しております。その他、日々の療育後のケース検討を通じた振り返りを徹底し、現場での実践力を高める努力を努めています。以上です。

### ○ 18 番（竹村仁司君）

日々の療育後のケース検討を通じた振り返り、現場での実践力を高める努力、よろしく願いをします。

愛西市の重層的支援体制整備事業における切れ目のない子育て支援は、従来の分野別（高齢者・障害者・子供・困窮者）の枠組みを超え、世帯全体の課題を丸ごと受け止める包括的な支援の未来を示しているのではないのでしょうか。こども家庭センターとの強力な連携、福祉の相談窓口による対応など、包括的な相談の実践をお伺いします。

### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

各種相談を受ける中で、DV、児童虐待、生活困窮、ひきこもり、傷害、権利擁護など複数の課題が複雑に重なり合うケースがあり、単独の機関だけでは対応が難しい状況があります。そのため、令和7年度より属性や世代を問わず相談を受け止め、整理し、支援を行う重層的支援体制整備を開始し、こども家庭センター、福祉の相談窓口、発達支援センター、地域包括支援センターなど関係機関が連携し、包括的に受け止め、必要な支援につなげる体制づくりを進めております。

特に、福祉の相談窓口におきましては、相談内容を限定することなく、まずは相談を受け、必要に応じて関係部署や専門機関につなぐ包括的相談支援を実施しております。以上です。

#### ○ 18 番（竹村仁司君）

包括的相談支援の中で、経済的な切れ目のない支援も大切です。ライフステージの節目に合わせて、市独自の給付金などを組み合わせています。妊婦のための支援給付、1歳児子育て応援給付金、1歳を節目とした相談支援と併せ孤立を防いでいます。今後の取組をお伺いします。

#### ○健康子ども部長（猪飼政和君）

妊婦のための支援給付は、妊娠届出時に妊婦1人につき5万円、出産後に対象児1人につき5万円を給付しています。この事業は、妊娠期から切れ目のない支援の体制を構築する上で重要な基盤となっております。これまでの事業実施におきましては、経済的な不安の軽減はもとより、給付の機会を捉えた相談支援を通じて、孤立を防ぎ、早期に子育て支援へつなげております。

1歳児子育て応援給付金事業は、市独自施策として実施しており、1歳を迎えた対象児1人当たり3万円を給付しています。この給付は、1歳の節目における経済的支援と新生児の相談支援を一体的に行うことで、保護者の孤立防止に努めております。

今後も情報提供やこども家庭センターの周知を徹底し、保護者に寄り添うことで、切れ目のない支援体制の構築に努めます。次年度以降も、両事業とも引き続き実施をする予定です。以上です。

#### ○ 18 番（竹村仁司君）

今後も変わらぬ支援を引き続きお願いします。

学校という場も切れ目のない支援が大切です。教育が子供たちに与える影響は絶大です。専門職の配置も大切です。現在の取組をお伺いします。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童・生徒に対して、きめ細やかな支援を実施するため、令和8年度から市単独事業として養護教諭を2人増員し、支援体制を強化しています。

不登校児童・生徒に対しては、社会的に自立することを目指すため、スクールソーシャルワーカーを2人配置し、関係機関と連携を図りながら、教育支援室すまいるを拠点にアウトリーチ型支援を行っております。また、教員の負担軽減と部活動の質的向上を図りながら、部活動の地域展開を目指すために、部活動指導員を増員しております。以上です。

#### ○ 18 番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

冒頭で述べさせていただきましたこうした事業の目的と役割をつなげ、切れ目のない子育て支援が成り立っていくものと、年齢で担当する部門は変わったとしても、こども家庭センターを通じ育った子供たちが社会に出てもどこかで支援が受けられる、そのことを願ってやみません。答弁にあった、成人した後も含めた包括的な支援体制をお伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

切れ目のない子育て支援とは、担当課の施策や相談機関からの支援を行うことはもちろんの

こと、その背景である家庭、保育園、幼稚園、学校などとの連携協力、年齢やステージの変化に合わせた支援も必要となります。また、子育てにおける障壁となる課題や問題も、生活困窮、障害、ひきこもり、就労、地域とのつながりなど多様です。

本市では様々な支援と連携強化に努めており、制度の狭間で取り残されることなく、横断的な支援の仕組みづくりに努めています。その範疇は、18歳という年齢で区切られるものではなく、成人後の支援にも切れ目なく続き、全世代型の支援を目指しています。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

本市は近年、少子高齢化・社会減、地方から若年層が流出していくというようなことから同時に進行し、人口減少が深刻な課題となっています。本市が持続可能な地域社会を維持するためには、人口減少を抑制することが不可欠です。若年ファミリー層の定住を促進するためにも、妊娠期から育児期までの最初から最後までつながっている切れ目のない子育て支援、さらに経済的・心理的支援体制の強化を望み、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤信男君）

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時40分といたします。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時40分 再開

○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位 7 番の 8 番・中村文武議員の質問を許します。

中村文武議員。

○8番（中村文武君）

それでは、本日最後の質問ということで取組をさせていただきたいと思います。

モニターのほうを御覧いただきたいと思います。

今日は大きく 3 点、テーマについてお伺いしていきたいと思いますが、まず 2 期目に当たりまして、私、1 期目は地域の代表ということで、地域の声をいかに届けるかということを主にやってきましたけれども、2 期目、いろいろ 4 年間見させていただいて、広域的な課題でありますとか、より大局的な課題、経営的な課題、そういった視点からも 2 期目は取り組めるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

そして、昨日、一昨日と東京のほうで、とある学会にも出させていただいて、議員とはどうあるべきかというようなテーマでのお話もありました。一義的には行政のチェック機能ということで、チェック機能ということでということではありますけれども、それ以外にも私自身としては提案ができるような議員でありたいというふうに帰ってきましたし、民間のパネリストの方なんかの御意見でしたら、一プレーヤーとしてもいろいろと地域の課題を集めているので

取り組んでみてはどうかと、そういうプレーヤーになる議員になってはどうかというような意見もありましたので、我が意を得たりという思いで帰ってまいりました。そういった思いで、本日この３項目の視点についてお伺いしていきたいというふうに思っております。

まず１点目は、学校は誰のものかということでお伺いしてまいりたいというふうに思います。

次のページに移らせていただきまして、とある中学校の保護者向けの文書にあったことなんですけれども、小学校のグラウンドは使用しないでくださいというような御案内がありました。私自身、口頭で聞いたことはあったんですけれども、文書で見たのは正直、本当に数か月前、初めて見させていただきました。読ませていただきますと、中学生は小学校のグラウンドは使用しないという方針であると。使用許可しない理由は、在校生である小学生の遊び場を優先するため、またけがや物の破損などが心配されるためということです。

この下の括弧書きは、私のほうでちょっと見てほしいということでさせてもらったんですけれども、このような状況を受けて、ボール等を使用して遊べる場所が少なくなっているという生徒の声も聞かれますと。子供たちの遊ぶ場所等について、ぜひ御家庭で相談して、地域に迷惑をかけることがないよう御協力をお願いしますというようなことが書かれておりまして、これを見たときに、正直、保護者として一体、遊ぶなど言われている中で、どこで遊んだらいいんだと、家庭で考えてくださいと言われましても、ボールが使える公園は私の近所にはありませんし、小学校は使えない、中学校は使えないといったことで、じゃあ子供たちってどこで遊べばいいんだろうということを思いました。

そこで、子供たちのための学校というふうに私は思っています。なので、大きな視点から、一体中学校、小学校、これらの学校は誰のためのものなのかということ大きな視点で伺いたいというふうに思います。

そして２点目は、愛西市を４年間見させていただきまして、小学校なんですけれども、放課後の運動場の利用しやすさが違うように感じました。気軽に子供たちが入れる雰囲気をつくる必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

市としては、どういうふうな形でこの小学校の運動場の利用を進めていくのかということをお伺いしたいなというふうに思っています。

そして学校については、３点目でございますけれども、地域との関わりが子供たちについては大事だというふうに思っております。地域との交流イベントが、地域を知る行事が、学校の先生だけじゃなくて、地域側にもいろいろな御負担もあります。そういったことで減少傾向にありますけれども、こういったことの原因と課題及び解決策はどのように教育委員会は考えているのか、お伺いしたいなというふうに思っています。

２点目の大きな質問としまして、佐織庁舎の混雑回避の問題についてお伺いしたいと思えます。

昨年度より、いろいろ佐織庁舎の問題についてお伺いさせていただいておりますけれども、３月、４月は転出入ということで、繁忙期であると思います。そのときの混雑状況はどうであったかということをお伺いしたいと思えますし、また私、何度も佐織庁舎のほうをお伺いして

いただいて、実際の混雑状況を見ておきますと、やはり30分、40分待つこともございました。こういったときに、あいさい笑鵬公民館の職員をヘルプ対応、応援対応させてはどうかというふうに考えました。この点についてお伺いしたいと思います。

ちょっとモニターを見ていただくと、これも昨年度の議会で上げさせていただいたことではありますけれども、初めての方もお見えだと思うので、職員手伝い制度というのが三重県名張市にはありまして、これは2024年から導入されておりますということで、職員に対して直近3か月の時間外勤務が月30時間を超えていないことを条件に、他課の応援を行っていいよというような制度でございます。こういった制度を活用して、先ほどのあいさい笑鵬公民館、佐織公民館ですね、職員を佐織庁舎の応援対応をさせてはどうかということをお伺いしたので、ぜひお伺いをしたいと思います。

これが思いつきたきっかけは、ふと愛西市の時間外が少ないところを聞かせていただいたところ、モニターを御覧いただくと分かるんですけども、最初は監査委員事務局で、2番目に少ないのがあいさい笑鵬公民館でございました。佐織公民館です。

佐織庁舎には徒歩、ゆっくり行っても2分で行けるといいます。こういった立地条件にある中で、ぜひともこういうお金がかからない、そして市民が助かる、そんな政策をやっていただけないかということをお伺いしたいと思いますし、また昨年度、佐織庁舎の問題を幾つか聞いた中で、やはり専門職員がいないということで対応に時間がかかるということがありましたので、本庁の専門の職員は週1回程度、佐織庁舎で勤務させるという手があるのではないかなというふうに思いましたので、こちら通告どおりしっかりと聞かせていただきたいというふうに思っております。

3点目は、佐織庁舎の跡地利用でございます。

先ほどの子供たちの遊び場というところと私はつなげていつもいるんですけども、佐織庁舎の跡地利用について、今の検討状況はどうかということをお伺いしたいと思います。また、今現在の跡地利用についての活用方針、または短期の活用について、どのような制度が整っているのかということをお伺いしたいと思います。

以上をまとめて一括質問としたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

私からは、大項目1点目、学校は誰のものか、学校と地域との連携の課題と解決策について、まず1つ目ですけれども、学校は誰のためのものなのかというところからまずお答えさせていただきます。

学校は児童・生徒のため、教育のための施設に加え、各地域のコミュニティーの核としての性格を有し、防災、保育、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持つとされる中、教育委員会としては、児童・生徒の教育のための施設であることを最優先として考えております。

続いての御質問です。

気軽に子供が入れるよう雰囲気をつくる必要があるのではないかと御質問ですけれども、小学校では平日、児童が下校した後、ごみは残さない、自転車の乗り入れはしないなど、各学

校のルールの下、校庭・運動場を遊び等で利用できるように開放しております。終了時刻は各学校で取り決めており、おおむね日没との報告を受けております。なお、立地条件や設備面などの違いから、一定の安全管理制限を設ける形での利用となっております。

中学校では、部活動が休業日においても学校教育に係る各種委員会活動などが実施されている現状があります。また、各学校の最終下校時刻が午後５時頃までとなっており、日没時間等を考慮すると使用時間が限られることなどから、近隣市町と同様に平日の校庭・運動場を開放することは考えておりません。

続きまして、地域との交流イベント、地域を知る行事が減少傾向にある原因と課題及び解決策について御答弁させていただきます。

小学校では、見守りや読み聞かせボランティア、まち探検、レンコン掘りなど、中学校では、職場体験学習、地域行事への参加、地域清掃など、学校の教育活動を踏まえた地域交流、地域学習行事を行っております。地域の連帯感の希薄化、地域コミュニティの担い手不足などの理由から、一部の学校においては、PTAをはじめとする保護者等との協議結果を踏まえ、地域交流、地域学習行事を中止もしくは縮減したとの報告を受けております。

各学校では、魅力ある学校づくりを進める上で、従来から地域と連携・協働してそれぞれ特色ある教育活動を実施している中、学校と地域との連携・協働について引き続き毎月開催する校長会などで情報共有や意見交換を実施してまいります。以上です。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

私から、まず、佐織庁舎の混雑回避のうち、３月、４月の転出入時期の混雑状況についてお答えをいたします。

本年３月から４月における窓口対応につきましては、前年度の同時期と比較し、１日当たり平均来所者数は約１０人減少する結果となりました。本市では、特に窓口の混雑が予想された３月１７日から４月１３日までの期間に向け、事前に市公式ホームページや各支所への掲示を通じて周知を行いました。

具体的には、転出入や住民票発行、国民健康保険、マイナンバーカードなどの各手続に要する待ち時間や処理時間の目安を掲示し、混雑時期を避けた来庁のお願いや、窓口より１００円安い２００円で取得できるコンビニ交付への利用促進、毎月第２日曜日の午前中における予約制のカード交付の窓口開設など、分散利用の御案内と御協力をお願いしてきたところでございます。しかしながら、最盛期の時間帯によっては、最大で３０分程度お待ちいただく場面がございました。

窓口におきましては、職員間の連携強化や業務マニュアルの活用、フロアでの事前案内や応援体制により、大きな混乱もなく円滑な対応に努めたところでございます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、同じく大項目２点目の繁忙時期のあいさい笑鵬公民館職員のヘルプ対応について御答弁をさせていただきます。

支所やあいさい笑鵬公民館などの人員配置については、各施設が担う業務量や性質を精査し

た上で、適正な定数を配置しております。一方で、繁忙期における待ち時間の発生については、支所に限らず本庁舎においても同様であり、来庁者の皆様に御不便をおかけしている状況は十分認識をしております。

あいさい笑鵬公民館の職員による対応、応援対応については、あいさい笑鵬公民館では日々貸館業務や各種講座の運営、施設維持管理等を行っており、支所の繁忙期に職員を派遣した場合、あいさい笑鵬公民館本来の業務に遅延や支障が生じるおそれがあり、市民サービスに影響を及ぼす懸念があります。そのため、現状では、あいさい笑鵬公民館の職員が佐織支所の窓口業務に従事することは考えておりません。

続きまして、本庁職員を週1回勤務させてはどうかについて御答弁をさせていただきます。

本庁職員につきましても、全庁的な業務量調査の結果を踏まえ、業務量と必要な人員を精査した上で、各所属に適正な職員配置を行っており、本庁職員を支所に派遣することは考えておりません。以上です。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

続きまして、旧佐織庁舎の跡地利用、検討状況と活用方針、短期の活用についてお答えをいたします。

現在は、あいさい笑鵬公民館をはじめとする周辺施設の利用者や地域の行事における駐車場としての活用などについて、関係各課による議論を進めている段階でございます。

当該用地は、都市計画上、市街化区域に位置しており、本市の将来のまちづくりを見据える上でもポテンシャルの高い土地であると認識をしております。そのため、中長期的な視点から跡地の最適な活用方法について慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

一方で、短期的な利活用に関する制度では、愛西市公有財産規則に基づき、利用申請等があった際には、使用目的や利用内容を厳正に確認した上で、適正な貸付料を算定して対応することとしております。なお、公有財産の有効活用による歳入確保を図るため、従来の月単位での貸付けから、現在は1日単位での柔軟な貸付けが可能となっております。当該用地は、恒常的な貸付用地として整備された場所ではなく、実際の利用に当たっては、安全管理や周辺施設との利用調和など、整理すべき課題もございます。実際に利用を希望される場合には、事前の御相談をお願いしているところでございます。

そのため、主な利用条件などについて、財政課をはじめとする庁内関係課と協議を重ね、利用される方へお示しできる基準などを整理してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○8番（中村文武君）

それでは、再質問のほうに行きたいというふうに思います。

私は、一括質問した後にも再質問するときは、最後に3番目に言ったやつから必ずやるようにしていて、それは市民の方が聞きやすいかなというふうに思っていて、愛西市、こういう一括質問という形では一つといくので、そういったことについても本当に市民目線でいくと、一問一答式のほうがいいのかなという、そんな思いもありながら、皆さんが聞きやすい

ように、先ほどの佐織庁舎の1日単位での貸付け等についてのところから再質問にお伺いしたいというふうに思っております。

先ほど、佐織庁舎の跡地が月単位から1日単位ということに変わったということで、数年前に使いたいと思ったときに、1か月しか使えませんといったことで、そんなむちゃなというふうな思いを持ったことがあります。その中で、この数年間で体制を変えていただいて、制度を変えていただいて、1日単位で借りられるということになったということでございまして、非常にありがたいような話だと思いますし、地域の方にとっても有効利用ができると思います。ただ、これは本当に皆さん知らなかったと思いますし、市民の皆さんも到底知るすべがなかったというふうに思います。

このようなことにつきまして、佐織庁舎の跡地だけではなくて、藤浪駅前の新しい、ああいいうふうにキッチンカー使っていただいたところもそうですし、佐屋の本庁舎の駐車場も恐らく同様の制度だというふうには思っておりますけれども、財政難の愛西市の状況の中で、積極的に民間にこういったところも使っていただくというのが大事なというふうに思いますので、こういったことの制度についてどのように周知や利用拡大を行っていくのかということをごぜひとも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○市民協働部長（井戸田悦孝君）

旧佐織庁舎跡地につきましても、1日単位での貸付制度などの活用により、少しでも歳入の確保につなげてまいりたいと考えております。そのため、ウェブサイト上に公有財産の貸付けなどのルールや利用条件の目安などを分かりやすく公開し、利用を希望検討される方々からの自発的な企画や申請を受け付ける仕組みを整えてまいりたいと考えております。一方で、当該用地の利用に当たりましては、安全管理や周辺環境との調和など、事前に整理すべき課題もございます。

今後は、現行の管理体制の中で対応できる事前の御相談をいただきながら、利用を希望・検討される方からの提案の内容の実現に向けた課題のクリアや調整に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（佐藤信男君）

山田門左エ門議員、私語を謹んでください。

#### ○8番（中村文武君）

そうしましたら、周知をしていただけるということで、ちょっと聞きづらかったところもありますけれども、お願いしたいと思いますし、佐織庁舎の跡地利用につきましては、この後の学校のところで、本当に後援してほしいなという思いはありますけれども、後でさせていただいて、次に、佐織庁舎の混雑問題についてお伺いしていきたいというふうに思っております。

先ほどの答弁の中で、やっぱり縦割り行政、本来の業務に支障があるとかという形でできませんというような御回答をいただきました。私も県職員のときに、1年目にほかの課の仕事を実は忙しそうだなと、残業しているなと思って手伝ったことがあるんですけども、当時の課長に度叱られて、怒られたというような経験があります。これはまさに20年前でも今でも同じ



ように市の執行部としては課題があるのかなと思いつつも、やはり当初、初々しいときに人のことを助けたいといったような一般的な考え方というのは非常に大事だと思いますし、こういったところでも、ぜひ縦割りの壁を超えて何とかしてほしいなというふうには思っております。

また、公民館の職員の中でも、例えば若い方でしたら、やはり行政職員というのはローテーションで回っていくので、佐織庁舎の対応することでスキルアップということにもつながって、ウィン・ウィンにもなるんじゃないかなというふうにも思っておりますし、そういったことでも意味があるかなというふうには思います。

この問題を取り上げさせていただいたのは、やはり選挙の中で市民の声を聞いていますと、一回でも本当に嫌な対応をするとすごく覚えていて、その積み重ねが私のところに声が届いているんだというふうに思っております。そしてまた、合併のときに、私はまだその当時住んでいなかったのですが、大変恐縮な話ではありますが、佐屋の対応と佐織の対応はやっぱり同じサービスをするというようなところが前提になっているというふうに市民の方からも聞いたというような、そういった思いも積み重なっているのかなというふうなところから、やはり佐織庁舎の対応については何とかしていただきたいというふうには思っております。

そこで再質問なんですけれども、こういった応援体制につきましては、私、職員時代もよく自分で意識をしていたんですけれども、予算がなくゼロ円でできることでございますし、ぜひともこういった対応は、縦割りというような中で厳しいというような話はあるんですけれども、ぜひとも取り入れてほしいなというふうに思いますけれども、そういったことについて伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

職員の応援体制の構築につきまして、各部署においてそれぞれが責任を持って遂行すべき業務を限られた人員で対応しており、職員を他の部署へ応援派遣することは、本来の業務の停滞を招くおそれもあり、導入するには課題があると考えております。職員の応援という手法に限らず、各現場で実践できる業務改善を引き続き進める必要があると認識しております。

窓口における待ち時間の短縮や混雑緩和の対策を含め、職員の知恵と現場の創意工夫により、市民の皆様の利便性向上に向け取り組んでまいります。以上です。

#### ○8番（中村文武君）

なかなか何回聞いても難しいということだとは思いますが、課題はいろいろあるんですけれども、越えられない壁ではないと思いますし、本来業務の停滞を招くおそれもあるということなんですが、一回やってみたら本当にお互いによかったなというふうになると思うので、ぜひともやってほしいなというふうには思っております。

それ以外の方法でいろいろ対応していくというような話も今いただきましたけれども、そういった中で、マニュアルの取組とかいろいろ言ってきましたけれども、職員の提案制度でこういうふうに改善をしてみてもとか、他市町の事例研究会をやってみてもとか、そういう職員の自助努力でできるような取組もあると思うので、ぜひともそういったことをやっていただけたら

いかということでお伺いしたいと思います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

本市におきましては、事務能率の向上や市民サービスのさらなる改善を図るため、平成21年度より市政に対する提案制度を設けております。

本制度は、職員から事務改善や経費節減、執務環境の向上に関するアイデアを募集するものです。提出された提案につきましては、審査委員会にて評価を行い、優秀な提案につきましては市長表彰を実施し、その成果を広く公表しております。過去には、この制度を通じて、電話機への録音機の導入や窓口へのつえ・傘置きを設置など、市民サービスの向上に直結する取組が実現しております。引き続き、本制度の周知を改めて徹底するとともに、他自治体の先進的な取組事例についても調査・研究を行い、職員一人一人が柔軟な発想で課題解決に取り組める環境づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

#### ○8番（中村文武君）

職員提案もいろいろやっているということで、具体策も形になっているということ、知らなかったこともありましたので、非常にありがたいなというふうに思いました。

そこで、提案だけなんですけれども、発表会とか市長表彰というのをもう少し見える化しても、非常に職員にとっては誇りになるんじゃないかなというふうに思いました。昨年、この議場でコンサートをやったのは、非常に新聞社にも注目されましたけれども、そういった職員発表会をこの議場でもう一回やってみるというようなことも、なかなか面白い取組じゃないかなということで、ぜひとも提案させていただきたいなというふうに思います。それを周知することによって、いろいろなモチベーションも上がりますし、他市の方も励みになると、そして自分たちの内部競争にもなると、そういった効果があると思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

そうしましたら最後、本丸の学校の問題のほうに移りたいなというふうに思います。

私は本当に子育て世代の代表ということで選挙に出させていただいて、こうやって活動させていただいております。子供たちのためにいかに頑張るか、誰のための学校か、地域のための学校というふうに答弁もありましたけれども、しっかりと子供たちのためになるような制度設計をできるようにお伺いしていきたいというふうに思っております。

先ほど、中学校の子がなかなか遊べないというようなお話がありました。学校も開放できないというお話がありました。私の近所の北河田公園というところで、中学生、小学生どちらも遊んでおります。そこはボールが使えない公園でもありまして、皆さんまだ知らない方もいますけれども、愛西市でボールが使える公園は基本4か所、佐屋地区ということだけでありまして、佐織地区にはボールが使える公園がありませんもんで、ボールを使っているうちの近所は怒られます。中学生が怒られるので、例えば道路で遊んでいるということがありまして、それで最近警察を呼ばれて注意をされたというようなことがありました。だったら中学生、一体どこで遊ぶんですかねというような問題があります。

そのとき、たまたま乳幼児の保護者も一緒にそこにいたんですけれども、お話を聞くと、愛

西市、どこで遊べばいいんですかねというような声、それが市民の本音でございます。小学校にも先ほど入れないというような状況がありました。バスケットゴールは小学校にはあります。結構、愛西市はバスケをやる方いますので、中学生がもしそこで遊べればいい、ない方は、やっぱり家庭でバスケットゴールを買っている方もいますけれども、こういったことって結構経済格差が生まれてきたりもします。

そんなところで、中学校の学校利用、学校の運動場の開放について、過去にも聞きましたけれども、これは本当に中学生のためにあそこのグラウンドを、月曜日、木曜日部活ないです。ぜひとも使えるところがあればいいなと思いますけれども、その辺の中学校の学校開放についてお伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

従来から議会における質疑結果は、教育委員会及び小・中学校校長会で報告するとともに、提案内容を協議しております。校長会における協議におきまして、従来どおり学校教育に支障のない範囲内で開放するとしてほしい。午後6時は、教員が残務中であり、駐車場の十分な確保が問題であるなどの否定的な意見が多数を占めたことを踏まえまして、中学校のグラウンドの開放というのは現在考えておりません。以上です。

#### ○8番（中村文武君）

前回と同じような答弁で、学校の利用はないと。教育委員会の補足をするんですけれども、駐車場の利用があれなのでというのは、中学校の子たちが自転車で行くという学校開放のあれじゃなくて、市民の一般利用ということで、そのときに大人が使うという意味では、多分学校開放で言っていたいたので、そういう意味での駐車場が空いていないので無理ですというような学校長会での回答だとは思っているんですけれども、ただ、こういう回答の中で本当に子供たちのことを考えれば、どう考えても開放していただいたほうがいいのかなと。学校業務に支障があるということですが、小学校は先生がいる時間は開放しているけれども、中学校は開放していないと、子供たちは遊べないというような状況、この差って何なのかなと非常に不思議に思っています。理由がちょっとよく分からないんですが、同じ小学校、中学校、立場、学年違うかもしれないけれども、学校業務に支障があると、小学校は支障があるのかなというのか、全然これだと分からないというか、筋が通っていないというふうにとれないので、ここはぜひ学校長会でも再度本当に議論していただいて、本当に学校活動に支障があるのか、委員会活動があるからできないという、それって本当なのかというところは、やっぱりもう一回ぜひともしっかりと教育委員会、教育長の下で考えていただきたいなというふうには思っております。

今回、特に中学生のお話をさせていただいておりますけれども、本当に活発なエネルギーが余っているこの時期に、思い切った遊びができないということは、本当に愛西市の子供たちにとっては非常にもったいなくて損失になると思います。こういったことで、一つでも遊ぶ場所を確保してほしいということ、遊びこそ、生活、成長の原点だというふうに子供の教育では思っておりますので、その場を広げてほしいという観点で、先ほどの佐織庁舎の跡地利用はぜ

ひ公平にということをやっとかねてから言っておりますし、今回もう一つの提案としまして、佐織体育館の活用というところもあるかなというふうに思います。

今、現行のシステムでは、学校の体育館というのは3日前予約でしかできません。佐織体育館というのは、空いていれば個人利用ということで当日でも使えたりします。こういう制度設計、そもそも違っているんで、事前予約は要らないというシステムであります。佐織体育館には昔バスケットゴールが可動式のやつがありまして、今はもうそれが壊れちゃってできないんですけれども、本当に子供たちの遊ぶ場所を一か所でも増やすということのために、この佐織体育館に過去あった、今壊れているんですけれども、こういったバスケットゴールを復活することによって、子供たちが自分たちで選択できて、少しお金がかかりますけれども、部活がない日に練習できたり、ちょっとしたバスケでもバドミントンでもできると思うんですけれども、今回バスケと言いましたけれども、佐織体育館のほうにバスケットゴール、あったものを復活させてもらってはどうかと思います、学校教育課の御意見をお伺いしたいと思います。

#### ○生涯学習スポーツ課長（日比 猛君）

令和3年にスポーツ少年団を含むスポーツ強化に対するスポーツ施設に関する要望調査から現在に至るまで、佐織体育館のバスケットゴールの購入に係る要望が届いていないことから、バスケットゴールの購入は考えていません。以上です。

#### ○8番（中村文武君）

すごく寂しい回答だったんですけれども、考えていないということで、どうしようも聞きようもないんですけれども、要望がないというようなお話ももちろんありましたけれども、要望がないからということじゃなくて、せっかくこうやって議会で発言させていただいて、そして私、個別にいろいろなチームの要望とかをお伝えさせていただいたのもあります。そういったところもしっかりと酌んでいただいて、バスケットゴールというのは非常に高いというのは私も十分承知はしておりますけれども、何か一步でも修理とか、そういった形で対応できるように改善していただけないかなというような思いがございます。

そして、それでは次の質問に少し移りたいと思いますけれども、もう一つ、子供の遊び場というところ、学校というところで、私これまで知らなかったことがありまして、ちょっとモニターを見ていただくとありがたいんですけれども、佐屋小で最近サッカーをすることがちょっと増えまして、グラウンドを使っていると、石がごろごろ出てくるわけですね。真ん中にあるのが1日で拾っただけの石なんですけれども、コンクリートの破片がどんどん出てきて、私の知り合いの方でつるはしを持ってきて、わざわざ掘って、今日何個取れたよというようなお話をしてもらって、教育委員会に届けたこともあるというようなお話もあります。

こんなところで子供が毎日遊んでいる、そして学校の体育をやっているというのが現状でございます。これ何とかしてほしいのと、そもそも何でこんな石が出てくるのかなということをお伺いしたいなと思います。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

佐屋小学校におきましては、各種行事の前などに教員によるトンボかけ、年間を通じて最も

多く石を拾ったクラスを表彰するクラス対抗石拾いの実施などに取り組んでおります。現在までに、教員及び児童・保護者などからグラウンドの石でけがをしたなどの報告は受けておりません。

なお、毎年、全小・中学校を対象に、海部教育事務所長や教育長、教育委員等で学校を訪問し、学校施設の状況等を確認しております。

石が表層に出てくる理由としましては、地盤沈下の影響や降雨、排水の流れにより表層の土が流され、下層の石が露出してくると考えております。以上です。

#### ○8番（中村文武君）

僕の予想した答弁と全然違ったんですけど、何でといったときに、多分、建設残土が入っているから出てきたんだというふうに若干捉えていて、市民の方もそうやって言っているんですけど、そういう答弁を期待したんですけども、もちろん建設、僕いつされたのか分からないので、当時の記録もないかもしれないんですけど、恐らく残土が中に埋められていて、表層だけきれいな土を入れたのかなというふうには思っています。

こんな中で子供たちが、けががなかったので報告がありませんみたいな、これはちょっとひどくないですかというふうに思ったんですけど、受けていないから大丈夫だみたいな話に聞こえかねないので、しっかりこの辺は何とかしてほしいなというふうに思います。

市民側から見ると、佐織グラウンドの土を数年前に入れていただきました。あんな広い敷地に対して、土がしっかりと入ったと。佐屋の小学校ももっと全然狭いので、ここもそれと比べると範囲狭いから、ぜひこれもできるんじゃないかなというふうに一般市民から多分見えるというふうに、私からそう見えました。もちろんお金もかかるとは思いますけれども、この辺についてはしっかり対応はしてほしいなというふうに思いますし、佐織グラウンド、自分たちのエリアのグラウンドであれですけど、使用頻度からすると小学校は毎日なので、こっちのほうは優先順位は高いかなというふうには思いますし、その辺のところ、課の違いとかもあるとは思いますが、そうじゃなくて、市全体で、こんな子供たちの遊び場がない中で、いろいろな環境が悪い中で、いかにここに予算を投入していくかということもぜひ考えていただかないと、これからの愛西市の行く末が少し心配だなと思い始めているところでございますので、議員の皆様におかれましても、執行部の皆様におかれましても、本当に子供たちが一体どこで過ごせばいいのかというようなこともひとつしっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。

あと、執行部だけでなく、今、クローバーテレビで放映もされておりますけれども、先ほどの答弁の中で報告がありませんとか、要望が来たことはありませんとか、結構、ふだん議員の仕事をさせていただいて、市はそんな市民の要望がないのでやりませんみたいな、ありませんので対応しませんみたいなのもちよいちょいこの4年間聞いてきたなというふうには思っておるんですけども、結構市民の方も要望を出していたりもしますけれども、やっぱり出さないことも、言っても無駄だなということはあるんですけども、ぜひ市民の方も、こういう議会で答弁されちゃいますと、本当に伝わっているのかなとか、我々議員がどれだけ言っ

でも市民の声から届いていないのでできませんというふうに少し捉えられる部分もありますので、選挙で受かった18の議員のそれぞれの重みもちゃんとありますし、一方で、このように市民から報告がなかったりとか、要望がありませんのでバスケットゴールを設置できませんかというような御答弁になってしまうことを非常に個人的には寂しく感じております。

市民の方々におかれましても、ぜひとも我々議員は皆様の代弁もしますけれども、地域の方々それぞれのお力も必要じゃないかなというところを少し今日感じた次第でございますので、皆様方におかれましても、ぜひとも声を上げていただくような、そういう市になればいいかなというふうに、恐縮ですけれども、感じた次第でございます。

時間も大分迫ってまいりましたので、最後の質問に行きたいというふうに思っておりますけれども、先ほど学校の取組の中で、子供たちの成長のためには地域との交流イベントというのは大事だというふうに言いました。

これはいろいろな地域で縮小傾向、働き方改革ということが表に立ちがちですけれども、それだけではなくて、地域の方々の負担ですとか、そういったこともあるのもあります。双方このままだと共倒れになってきて、子供たちが地域に溶け込むチャンスが少なくなってくる、子ども会も少なくなってくる、そういう横の交流というのが減ってくる中で、最近、あま市で地域コーディネーターというような制度があるというような話を聞きました。津島でも導入されているような話も聞きました。

そういう今までなかった、評議員とかじゃない違う制度があるようでございますので、そういう制度の導入も含めて、地域とのつながりを保つために教育委員会に取り入れてみてはどうかというふうに思いますが、お伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（坪井靖史君）

愛西市の小・中学校では、学校評議員制度を導入し、学校長が行う学校運営について、学校評議員から御意見をいただいております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正・施行により、学校運営協議会、コミュニティ・スクール制度の導入が努力義務化され、近隣自治体においても導入されている状況です。

学校運営協議会の委員は、学校と対等に協議できる立場にあり、保護者や地域の意見を学校運営に反映させることで、学校・家庭・地域において共通の目標やビジョンを目指した取組が可能となる、保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上する、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となるとされております。

教育委員会としましては、毎月開催する校長会等による情報共有や意見交換をはじめ、地域学校共同活動推進員、コーディネーターの配置を前提とした学校運営協議会の導入を図っていくことにより、魅力ある学校づくりを引き続き進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○8番（中村文武君）

新たなコミュニティ・スクールというような、そういう制度も今いろいろな地域であります。飛島学園といったようなところがいろいろな取組をされていることは知っている人は知っていますけれども、なかなかこれも地域の方々には知らないというのも現状ですし、というのもあり

ます。ぜひとも、こういういろいろな、僕も知らない地域学校共同活動推進員というような制度があるようでしたら、こういった方々が新たな接着剤となって、地域とつなげながら、子供たちのよりいい成長に向けて取り組んでほしいなというふうに思っております。

最後の本当にまとめになりますけれども、子供たちの遊び場、そして今、先ほど言ったように、道路で遊んでいたら、昔は怒られただけかもしれないけれども、今、警察が来る時代になりまして、ふだんの子供たちの活動が、我々遊んじゃ駄目なのかなというようにところに心理が行くようでは、このまちは本当に子供たちも、前も言いましたけれども、出ていくようになっていきますし、そうじゃなくて、子供たちが遊んでいる声が活気があっていいねと、そういったまちにしていこうということが非常に大事じゃありませんかということを、本当に議員皆様各位、そして執行部各位、市民の皆様方にも再度この思いをしっかりとお伝えさせていただいて、子供たちのために環境をつくるのが大人の責任であるということを皆様方にお伝え申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤信男君）

8番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤信男君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、1日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時25分 散会

